

平成26年 壱岐市議会定例会 9月議会 会議録 (第1日)

議事日程 (第1号)

平成26年9月3日 午前10時00分開議

日程第1	会議録署名議員の指名	10番 豊坂 敏文 11番 中田 恭一	
日程第2	審議期間の決定	17日間 決定	
日程第3	諸般の報告	議長 報告	
日程第4	行政報告	市長 説明	
日程第5	報告第13号	平成25年度財団法人壱岐栽培漁業振興公 社に係る経営状況の報告について	農林水産部長 説明
日程第6	報告第14号	平成25年度壱岐空港ターミナルビル株式 会社に係る経営状況の報告について	総務部長 説明
日程第7	報告第15号	平成25年度株式会社壱岐カントリー倶楽 部に係る経営状況の報告について	企画振興部長 説明
日程第8	報告第16号	平成25年度財団法人壱岐市開発公社事業 会計収支決算の報告について	企画振興部長 説明
日程第9	報告第17号	平成25年度壱岐市財政健全化判断比率及 び資金不足比率の報告について	財政課長 説明
日程第10	議案第54号	長崎県病院企業団規約の変更に関する協議 について	病院部長 説明
日程第11	議案第55号	壱岐市附属機関設置条例の一部改正につ いて	企画振興部長 説明
日程第12	議案第56号	壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一 部改正について	市民部長 説明
日程第13	議案第57号	壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型 保育事業の運営に関する基準を定める条例 の制定について	市民部長 説明
日程第14	議案第58号	壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に 関する基準を定める条例の制定について	市民部長 説明
日程第15	議案第59号	壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び 運営に関する基準を定める条例の制定につ いて	市民部長 説明
日程第16	議案第60号	壱岐市立小・中学校設置条例の一部改正に ついて	教育次長 説明
日程第17	議案第61号	壱岐市消防団員の定員、任免、給与、服務 等に関する条例の一部改正について	消防長 説明

日程第18	議案第62号	市道路線の廃止について	建設部長	説明
日程第19	議案第63号	市道路線の認定について	建設部長	説明
日程第20	議案第64号	平成26年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）	財政課長	説明
日程第21	議案第65号	平成26年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	保健環境部長	説明
日程第22	議案第66号	平成26年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	保健環境部長	説明
日程第23	議案第67号	平成26年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）	建設部長	説明
日程第24	議案第68号	平成26年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第2号）	建設部長	説明
日程第25	議案第69号	平成26年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）	市民部長	説明
日程第26	議案第70号	平成26年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第1号）	総務部長	説明
日程第27	議案第71号	平成26年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）	農林水産部長	説明
日程第28	議案第72号	平成26年度壱岐市病院事業会計補正予算（第2号）	病院部長	説明
日程第29	認定第1号	平成25年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について	財政課長	説明
日程第30	認定第2号	平成25年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	保健環境部長	説明
日程第31	認定第3号	平成25年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	保健環境部長	説明
日程第32	認定第4号	平成25年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	保健環境部長	説明
日程第33	認定第5号	平成25年度壱岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	建設部長	説明
日程第34	認定第6号	平成25年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	建設部長	説明
日程第35	認定第7号	平成25年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について	市民部長	説明
日程第36	認定第8号	平成25年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務部長	説明
日程第37	認定第9号	平成25年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について	農林水産部長	説明
日程第38	認定第10号	平成25年度壱岐市病院事業会計決算認定について	病院部長	説明
日程第39	認定第11号	平成25年度壱岐市水道事業会計決算認定について	建設部長	説明

日程第40	議案第73号	平成25年度壱岐市病院事業会計資本剰余金の処分及び自己資本金の額の減少について	病院部長	説明
日程第41	請願第2号	T P P 交渉並びに農協改革に関する請願	紹介議員	説明
日程第42	請願第3号	唐津・長崎路線レインボー壱岐号の運行再開に関する請願	紹介議員	説明
日程第43	陳情第1号	手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情		資料のとおり
日程第44	要望第6号	太陽光発電工事による水害に対する要望		資料のとおり
日程第45	要望第7号	「生涯現役社会の実現」に取り組むシルバー人材センターへの支援の要望		資料のとおり

---

本日の会議に付した事件

(議事日程第1号に同じ)

---

出席議員 (16名)

1番	赤木 貴尚君	2番	土谷 勇二君
3番	呼子 好君	4番	音嶋 正吾君
5番	小金丸益明君	6番	深見 義輝君
7番	今西 菊乃君	8番	市山 和幸君
9番	田原 輝男君	10番	豊坂 敏文君
11番	中田 恭一君	12番	久間 進君
13番	市山 繁君	14番	牧永 護君
15番	鵜瀬 和博君	16番	町田 正一君

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長	榊崎 文雄君	事務局次長	吉井 弘二君
事務局係長	竹藤 美子君	事務局書記	若宮 廣祐君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
教育長	久保田良和君	総務部長	眞鍋 陽晃君
企画振興部長	山本 利文君	市民部長	川原 裕喜君
保健環境部長	斉藤 和秀君	建設部長	原田憲一郎君
農林水産部長	堀江 敬治君	教育次長	米倉 勇次君
消防本部消防長	安永 雅博君	病院部長	左野 健治君
総務課長	久間 博喜君	財政課長	西原 辰也君
会計管理者	土谷 勝君	監査委員	吉田 泰夫君

午前10時00分開議

○議長（町田 正一君） おはようございます。

会議に入る前に御報告いたします。

壱岐新報社ほか2名の方から、報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしております。

今定例会におきましても、夏の省エネ対策の一環として、クールビズを実施いたします。議場での服装につきましては、上着、ネクタイの着用は各位の判断に任せることにしておりますので、よろしく願いいたします。

また、タブレットの持ち込みを執行部、議員についてはこれを許可しておりますので、活発に御利用いただくようお願いいたします。

また、今議会より、一般質問において、反問権が行使された場合は、その時間は一般質問の持ち時間外とし、議長の判断により、その時間を延長いたします。

ただいまから、平成26年壱岐市議会定例会9月会議を開きます。

これより、本日の会議を開きます。

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（町田 正一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

9月会議の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、10番、豊坂敏文議員、11番、中田恭一議員を指名いたします。

### 日程第2. 審議期間の決定

○議長（町田 正一君） 日程第2、審議期間の決定を議題とします。

9月会議の審議期間につきましては、去る9月1日に議会運営委員会が開催され、協議をされ

ておりますので、議会運営委員長に対し、協議結果の報告を求めます。小金丸議会運営委員長。

〔議会運営委員長（小金丸益明君） 登壇〕

○議会運営委員長（小金丸益明君） おはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。

平成26年壱岐市議会定例会9月会議の議事運営について、協議のため、去る9月1日議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告いたします。

審議期間の日程につきましては、各議員のお手元に配付しておりますが、本日から9月19日までの17日間と申し合わせをいたしました。

本定例会9月会議に提案されます案件は、報告5件、条例の制定3件、条例の一部改正4件、補正予算9件、決算の認定11件、その他4件の合計36件となっております。また、請願2件、陳情2件、要望2件、要請1件を受理いたしておりますが、お手元に配付のとおりであります。

本日は、審議期間の決定、議長の報告、市長の行政報告の後、本日送付された議案の上程、説明を行います。

9月4日は議案調査のため、休会としております。

9月5日は議案に対する質疑を行い、質疑終了後、報告案件を除き、所管の委員会へ審査付託を行います。

議案第64号平成26年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）及び認定第1号平成25年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定については、特別委員会を設置して審査すべきということを確認いたしましたので、よろしく願いいたします。

9月8日、9日の2日間で一般質問を行います。

9月10日、11日は常任委員会、9月12日は予算特別委員会、9月16日、17日は、決算特別委員会の開催日としております。

9月19日、本議会を開催し、各委員長の報告を受けた後、議案等の審議・採決を行い、全日程を終了したいと思います。

以上が、平成26年壱岐市議会定例会9月会議の審議期間の日程案であります。円滑な運営に御協力を賜りますようお願いを申し上げ、報告といたします。

以上です。

〔議会運営委員長（小金丸益明君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） お諮りします。9月会議の審議期間は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から9月19日までの17日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 御異議なしと認めます。よって、9月会議の審議期間は、本日から9月19日までの17日間と決定いたしました。

---

### 日程第3. 諸般の報告

○議長（町田 正一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

平成26年壱岐市議会定例会9月会議に提出され、受理した議案は36件、陳情等7件であります。

監査委員より、例月出納検査の報告書が提出されており、その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧をお願いします。

次に、系統議長会であります。

7月17日、東京都において開催された全国離島振興市町村議会議長会平成26年度第1回総会に出席いたしました。会議では、会務報告に続き、平成25年度決算及び平成27年度離島振興に関する要望が原案どおり決定されました。その後、青木一彦参議院議員ほか7名の国会議員との意見交換会が行われました。

次に、8月21日、松浦市で開催された長崎県市議会議長会臨時総会に出席をいたしました。平成26年度前期事務報告、各市から提出の22議案及び九州市議会議長会への提出の2議案について審議がなされ、それぞれ可決、決定がなされたところであります。

翌22日、長崎県市議会議長会議員研修が開催され、琉球大学法文学部池田榮史教授を講師にお招きし、国史跡鷹島神崎遺跡の歴史的意義と題した講演が行われました。

次に、8月27日、新上五島町において開催された長崎県離島振興市町村議会議長会臨時総会に出席いたしました。

会議では3市議長の異動報告の後、役員の補欠選挙が行われ、五島市議会の荒尾正登議長が会長に、そして私が副会長に選任されております。

以上のとおり、系統議長会に関する報告を終わりますが、詳しい資料につきましては、事務局に保管いたしておりますので、必要な方は御高覧をお願いいたします。

次に、8月12日に開催いたしました「壱岐市子ども議会」につきましては、市内中学生の代表16名が議員となり、壱岐市が直面するさまざまな課題について、質問、提言を行う等、所期の目的が達成できたと思っております。

次年度からも、引き続き、さらなるこの子ども議会の充実を目指して、壱岐市議会の広報委員会及び議会運営委員会を中心に、来年度の計画を充実した形になるようにまた求めていきたいと思っております。

次に、8月20日長崎市において開催された壱岐・対馬・五島3市国境離島特別委員会正副委員長会議に鶴瀬委員長と市山和幸副委員長が出席をされております。国境離島にかかわる法案制定に向けて、今後の活動等の協議がなされております。

次に、8月25日長崎市において開催された長崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会に土谷議員が出席をされております。それぞれの会議の詳しい資料につきましては、事務局に保管をいたしておりますので、必要な方は御高覧をお願いいたします。

今定例会9月会議において、議案等説明のため、白川市長をはじめ、教育委員会教育長、代表監査委員に説明員として出席を要請しておりますので、御了承を願います。

以上で、私からの報告を終わります。

---

#### 日程第4. 行政報告

○議長（町田 正一君） 次に、日程第4、行政報告を行います。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 皆様、おはようございます。行政報告を申し上げます。

本日ここに、平成26年壱岐市議会定例会9月会議に当たり、前会議以降、本日までの市政の重要事項等、また今回補正予算に計上した主な内容等について御報告申し上げ、議員皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

去る8月20日に発生した広島県豪雨災害は、死者が70名以上という多くの犠牲者を出し、現在も懸命な復旧活動等が行われております。被災地域の皆様に、心からお見舞申し上げますとともに、犠牲となられた方々の御冥福をお祈りいたします。

このたび、被災者の方々への支援の一助として、本市における義援金の受け付けを9月1日から12月26日の間、壱岐市社会福祉協議会の各事業所で行っております。市民皆様の御協力をお願い申し上げます。

さて、国土交通大臣杯第7回**全国離島交流中学生野球大会**、通称離島甲子園でございますが、去る8月18日から21日まで新潟県佐渡市で開催されました。壱岐市選抜チームは惜しくも第1回戦で屋久島選抜に2対0で敗れたものの、その後の交流戦は2試合とも勝利することができました。島の未来を担う子供たちが野球を通して深めた友情や郷土を思う誇りをいつまでも絶やさずにいてくれることを期待するものでありますとともに、今後もこうしたイベントなどを通して、離島の元気を全国にPRしてまいりたいと考えております。

また、市制施行10周年記念事業として、**宝くじスポーツフェア「ドリーム・ベースボール」**を11月1日、2日の両日、大谷グラウンドをメイン会場に開催することとなりました。村田兆治氏の御配慮により、少年少女ふれあい野球教室や、指導者クリニック、元プロ野球選手のドリームチームと壱岐市内の一般チームとの親善試合など、小中学生を初め、市民皆様と元プロ野球選手との交流を図ることといたしております。市民皆様の御観覧をお願い申し上げます。

次に、**壱岐市庁舎建設の検討**について申し上げます。去る8月25日の市議会庁舎建設検討特

別委員会の中で、壱岐市庁舎建設の考え方について御説明いたしましたが、市民皆様に御理解いただくため、今回の行政報告において、再度御説明させていただきます。

壱岐市庁舎の建設については、昨年5月27日に壱岐市庁舎建設検討委員会を立ち上げ、17名の委員皆様により、終始熱心に御議論をいただき、委員の総意として、本年3月14日、答申をいただきました。本答申の内容の中で、新庁舎建設の必要性について、次の3つの観点から述べられております。

まず第1点目は、市民にとっての必要性であります。

これは、利便性の向上や、市民皆様の安全・安心を守るという視点と、施設が老朽化する中で安心して市民皆様が庁舎を利用していただくことなどであります。

2点目は、行政にとっての必要性であります。

これは行財政運営の効率化や、合併特例債の活用であります。

そして、3点目は、防災対策拠点としての必要性であります。

これは、自然災害はもちろん、原子力災害への対応等についてであります。これら市民、行政、防災についての必要性を踏まえ、委員会ではこの機会を逃すことなく、新庁舎については建設すべきであるという答申をいただいたところでございます。

私は、当初からこの答申を尊重すると申してまいりましたが、尊重するという意味は、答申に至った経緯を十分に理解した上で、この答申を受けとめるということでありまして、この答申どおり全てを進めるということではありません。

また、新庁舎建設については、壱岐市の百年の大計であることから、市民皆様に答申内容の説明を4町ごとに実施し、さらにアンケートも含め、広く御意見をいただいたところであります。

今回のアンケートの回収率については、16.6%と低い状況にありましたが、庁舎建設に係るさまざまな御意見、御指摘、御提言等をいただき、市民皆様の庁舎建設に係る思いなど、大変貴重な御意見を賜り、非常に意義あるものでございました。

結果については、建設しないほうがよいとの御意見が全体の64.3%、建設したほうがよいが30.2%、どちらでもないが5.5%という結果でありました。

建設しないほうがよいの御意見の中では、やはり財政面のことが大きなウエートを占めており、そのことが既存庁舎を活用することや、他の事業に使うほうが先でないかなどの御意見につながっているものと理解しております。

また、借金を次の時代を担う若者に残すのではないかとの当然の不安や疑問の御意見もありました。

一方、建設したほうがよいという御意見の中でも、やはり財政面のことが中心となっているものと考えております。合併特例債という目的が限られた今しか使えない有利な財源を活用すべき、



こうした御意見が中心となっているものと考えております。

合併特例債は、合併したことによって、必要となったものに対して活用が認められた財源でございまして、一部の御意見にありました航路運賃の補助や、燃油の補助等には活用できないものであります。

また、既存庁舎を活用すべきであるという御意見も多くいただいておりますが、これについても、その根本は、今後の財政状況が心配であるとのことからの御意見ということを理解いたしております。

しかし、この庁舎建設問題は、そもそも分庁方式では行政の効率化が図れないことから、本庁に集約するためであり、集約できる既存の庁舎があれば御意見のとおりだと思っております。けれども、既存庁舎については、キャパシティー、容量の問題に加え、既に35年から42年が経過し、現在も随時補修等を行っているところでありまして、そう遠くない時期に建てかえが必要になると思われまます。

では、そのとき財源はどうするのかということをご当然考えるわけでありまます。

各庁舎で耐震改修を行った場合、現在の段階では、概算でございますけれども、4庁舎合計で3億5,000万円程度かかると算定いたしております。ただし、これは耐震のみの改修でありまして、建物の寿命を延ばすためには、耐震改修とあわせて、長寿命化改修を行わなければなりません。

これについても、あくまで概算であります。一般的な長寿命化対策を行った場合、4庁舎合計で約16億5,000万円程度がかかることが見込まれております。

この事業費は、一般的な長寿命化対策を行った場合であり、これに新庁舎を建設する場合には、当然バリアフリー化、省エネルギー化、災害時でも機能を維持するための設備などを考慮するわけでございますけれども、その整備を考慮いたしますと、改修費が、庁舎を新築した場合の事業費に匹敵するほどになることが予想されます。

また、「合併特例債は元利償還金の7割が普通交付税で補填されるとはいつても、借金に変わりはないではないか、次の世代に借金を残すな」という御意見につきましては、最大の事業費見込み、31億900万円を建設した場合、29億5,200万円が借金となりますが、元利償還金の7割が普通交付税で補填されますので、実質9億4,231万円が償還額となります。これを15年間で償還いたしますので、次の世代にまで残すことにはならないと思っております。

また、償還額も最大で年7,700万円という試算を行っておりますが、これは現段階での最大額でございまして、事業費の圧縮、すなわち償還額の圧縮も十分可能だと思っております。

これらのことを踏まえ、将来の財政のこと、壱岐の将来のため、市民皆様のためを総合的に判断して、答申のとおり新庁舎を建設すべきと判断をいたしました。今後、市議会庁舎建設検討

特別委員会の中で十分議論を重ねてまいりたいと考えております。

これは、アンケート結果に反する判断のように思われますが、そうではなく、申しあげましたように、御意見を十分にお聞きし、その御意見に十分お応えできると判断した上での考えであります。

庁舎は市民皆様の生命と財産を守る防災の拠点であるとともに、市民全体のまちづくりを実践する拠点であり、市民生活の中心的機能を果たしていく重要な役割を担っていくことが求められます。

このことを念頭に、新庁舎の建設について、市議会庁舎建設検討特別委員会で議論を重ねていきたいと思っておりますので、どうぞ御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

このたび、私は新庁舎を建設するべきと判断したと申しあげました。しかし、まだ建設すると決まったわけではありません。これから、議会の議論と判断を経て、建設するかどうかが決まります。私の考えに議会の賛同が得られなければ、建設がないことは当然であります。

また、仮に建設すると決まったとして、今度は建設場所が大きな論点となります。ここで私たちが心しなければならないのは、決して綱引きをしてはならないということであります。私を含め、政治を預かるものの使命は、次の時代の壱岐を担う子々孫々に、いかにしてよりよい市民生活の中心的機能を果たしていく重要な役割を担う庁舎を残すかであります。全ての施策は壱岐市民皆様全体の利益のために決定してまいらねばなりません。今後も議会庁舎建設検討特別委員会において、十分に議論を重ねてまいりますので、市民の皆様の御理解を賜りますよう、よろしくお願いたします。

次に、**交流人口の拡大**についてでございますが、まず、**観光振興**についてでございます。

本市における観光客数を推計する上で、参考となる九州郵船とオリエンタルエアブリッジの本年1月から7月までの乗降客数累計は38万2,776人、対前年比97.4%で、昨年と比べ、減少しております。また、一支国博物館の入館者数が8月17日に当初予定より約3カ月早く50万人に達し、同日、入館者50万人記念セレモニーを実施したところであります。

今後も、壱岐市の中核施設、教育文化の拠点として、指定管理者とともに、交流人口の拡大等につなげてまいります。

次に、修学旅行、教育旅行の誘致については、8月27日から28日にかけて神戸市、大阪市内の関係先にトップセールスを行いました。修学旅行等の誘致は地域間競争が激しさを増しており、私みずからがセールスを行うことで、1校でも多く壱岐市への誘致ができるよう考えており、今後も積極的な誘致に取り組んでまいります。

次に、情報発信、誘客活動として、8月14日に佐賀のえびすFMラジオでのPR、8月18日から21日にかけて、BS-TBSの岡江久美子さんの旅番組のロケ支援、8月29日に

はNHK—BSプレミアの新日本風土記の下見受け入れを行っております。

テレビやラジオにおける宣伝、PR効果は非常に大きいものがあり、今後も各種番組の収録やドラマなどにおいて、壱岐市を取り上げていただけるよう、働きかけを積極的に展開してまいります。

次に、外国人誘客、いわゆるインバウンドの取り組みでございますが、7月に中国の写真愛好家19名、台湾旅行会社6名、上海からのツアー客29名、8月には、中国湖北省青少年訪問団20名を受け入れるなど、外国からの来客も少しずつふえております。

また、7月21日から23日にかけて、台湾を訪問し、台南市長を初め、テレビ局、旅行会社等に壱岐の魅力をPRしてまいりました。

本市の観光客数の低迷の打開には、日本全体の人口が減少する中、外国人誘客は必須の取り組みと考えておまして、今後も東アジアを中心としたインバウンドの取り組みを積極的に行ってまいります。

次に、サポーターの誘客により、島外からの観光客を呼び込み、交流人口の拡大を促すため、現在実施している「壱岐行き観光サポーター制度」の拡充を図るため、今回、所要の予算を計上しておりますので、御審議賜りますようお願いいたします。

イルカパークでは、5月30日にイルカの子供が産まれました。19時間に及ぶ輸送に耐え、奇跡的に元気に産まれたことから、奇跡、ミラクルにちなんで「ミラク」と名づけました。これからも順調に育つよう、市民の皆様とともに見守っていきたくと考えております。

一方、イルカパークは、以前より水質等飼育環境の悪化が懸念されております。今回水質等の調査に関する検討委員会の設置に係る所要の予算を計上しておりますので、御審議賜りますようお願いいたします。

次に、**産業の振興**でございます。

まず、**農業の振興**でございますが、本市の高齢就農者と大規模市場福岡とを結び、壱岐の産業活性化に寄与している「株式会社壱岐の潮風」が7月31日付で総務省所管の地域経済循環型創造事業交付金の交付決定を受けました。今後、産直野菜の販売体系の確立及び農産加工等、6次産業化による雇用の創出が図られるものと期待をいたしております。

さて、今年は平年より2日遅く梅雨明けとなり、その後は高温少雨で水不足を心配しておりますが、7月末から曇りや雨の日が多く、日照時間も平年の35%と少ない状態が続いておりますので、農作物の管理には十分注意を払っていただきたいと思います。

こうした中、本年産の葉たばこは10アール当たり240キログラムの収量見込みで、昨年比41キログラム増と伺っております。10月6日からの葉たばこ収納に期待をいたしております。

早期水稻については、高温に強い「つや姫」が190ヘクタール作付しておりますけども、日照不足で、昨年の10アール当たり518キログラムより減収の見込みとなっております。

畜産については、8月の子牛市では、平均で前年比93.89%の53万8,000円と価格は下がりましたが、依然高値の取引となっております。

しかしながら、高齢化、後継者不足等により繁殖牛の飼養頭数が減少しておりますので、今後も産地維持のため、繁殖基盤の強化に努めてまいります。

次に、隣国の韓国において、口蹄疫が3年3カ月ぶりに再発しており、国、県においては、それぞれ水際防疫が実施され、本市においても、空港及び各港に消毒用マットを設置しております。私も、8月20日に釜山市で開催された長崎県市長会について、危機管理の観点から欠席をいたしました。今後も関係機関、団体と連携を図り、防疫対策に万全を期してまいりますので、市民皆様の御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

次に、有害鳥獣対策について、石田町池田地区、郷ノ浦町志原地区において、イノシシの生息情報が寄せられました。このため、現在くくり罠を11カ所設置するなど、早期捕獲に向けた対策を講じております。市民皆様には、今後も情報提供等、御協力賜りますようお願いいたします。

7月発生の農地および施設災害については、農地災害が21カ所、施設災害が11カ所発生しており、今回、所要の予算を計上しておりますので、御審議賜りますようお願いいたします。

次に、**水産業の振興について**でございますが、水産業と取り巻く環境は、依然として厳しい状況が続いております。4月から7月まで4カ月間の本市の漁獲量及び漁獲高を昨年と比較いたしますと、漁獲量は、1,120トンで9%の増でありましたが、漁獲高は9億700万円で4%の減少となっており、漁獲量はふえておりますが、魚価の低迷により、漁獲高が若干減少しております。

また、組合員数も昨年より39名減少し、1,073名となっております。

このような状況の中、本年も燃油高騰対策として1リットル当たり10円の補助を行っておりますので、下半期へ向けた漁獲高の増加を願うところであります。

今後も、非常に厳しい状況にある漁業であります。各漁協を初め、関係機関、団体と連携を図りながら、各種振興施策に積極的に取り組んでまいります。

また、今回、勝本港に陸電供給施設改修工事および県営事業による芦辺漁港、大島漁港、郷ノ浦港、勝本港、印通寺港の整備、改修工事について、所要の予算を計上しておりますので、御審議賜りますようお願いいたします。

次に、**商工業の振興について**でございます。

しま共通地域通貨事業「しまとく通貨」の長崎県全体の販売状況は、7月末現在27万6,239セット販売しており、本年度は第1四半期で対前年比3.25倍の大幅な伸びとなっております。

おります。

増加の要因としては、関東を初め、中国、四国、関西、九州、中部地区からの旅行ツアーが増加したためと分析をいたしております。

また、消費税増税に伴い、壱岐市商工会と連携し、発行したプレミアム商品券については2億2,000万円分発行いたしました。大変好評の中で、8月18日に3カ月を待たずして完売をいたしております。現在、本商品券をお持ちの方については、12月1日が使用期限となっておりますので、使い残しのないよう御注意願います。今後も、市内商工業の活性化、市内経済の振興を図ってまいりたいと考えております。

次に、今月、本市の観光と物産の振興を図るため、観光連盟と連携し3年連続となる広島市のゆめタウン広島と福岡市の博多駅において、観光物産展を開催することとしております。

今回、壱岐産食材の市外での認知度向上と販路拡大を目的として、ICTを活用した情報発信に関するスキルや、壱岐産食材についての知識と営業力を持った人材を育成する事業及び次世代自動車、特に電気自動車の普及促進のために充電インフラを整備する事業について、所要の予算を計上しておりますので、御審議賜りますようお願いいたします。

次に、**市立特別養護老人ホーム**について申し上げます。

この施設は、昭和46年開設以来、今日まで高齢者福祉施設としての役割を果たしてまいりました。しかし、約半世紀が経過し、施設の老朽化の進行に加え、ほとんどが多床室で狭隘な状況となっており、安全・安心な生活環境を確保するためには新施設の建設が急務となっております。

新施設の建設に向けては、平成21年度から進めておりましたが、平成23年の東日本大震災での地震と津波による未曾有の大災害の発生により、計画予定地の移転変更がやむなきとなり、建設計画を凍結し、現在に至っております。

その後、建設場所については、平成25年2月5日付で湯ノ本地区での施設建設について鯨伏幼稚園下のゲートボール場一帯を候補地として、地元から要望がありましたので、適否判定のための地質調査等を行い、建設地として決定したところであります。今後、早急に新施設の建設を進めてまいりたいと考えております。

平成12年に介護保険制度がスタートし、市内の民間による高齢者福祉施設が徐々に整備される中で、全国の特別養護老人ホームに目を向けますと、設置者の約9割を社会福祉法人が占めております。本市といたしましても、民間でやれることは民間でを基本に、公設民営の方針で進んでおりました。

これは、本市の場合、低所得者の方や生活保護の方が入所できる施設をつくらなければならないことを第一義に考えてきたからであります。

国が進めるユニット型は多床室型より高額となること、また、多床室型をつくる場合は補助対

象とならないなど、民間での建設は困難と判断し、市で建設し、運営は民間にお願いしようという方針でありました。

しかしながら、このたびの制度改正等により、これらの課題が解決されたので、原点に戻り、民間でできることは民間で、つまり民設民営方式での建設を進めてまいりたいと考えております。

民営化に当たっては、市立特別養護老人ホームと附属のデイサービスセンターを、まず現施設のまま経営移譲し、期限を区切って、両機能を持つ新施設を建設していただきたいと考えております。移譲先については、入所者へのサービスはもちろん、新施設の建設や現在の職員の雇用などの条件を付して公募、プロポーザルで公募したいと思っておりますが、長崎県や有識者を含む選考委員会をもって審査いただき、決定したいと考えております。

今後も皆様方の御意見を十分お聞きしながら進めてまいりますので、民設民営化について、御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

次に、**教育**についてでございます。

初めに、**三島小学校の統廃合**について申し上げます。

平成25年度に立ち上げた壱岐市小学校統廃合検討委員会の協議経過をもとに、本年度当初より、三島小学校の関係者皆様と協議を重ね、6月25日に開催した統廃合意見交換会において、「平成27年4月1日から、長島分校と原島分校を廃止し、大島本校で三島小学校として一つに統廃合する」との合意に達することができました。これは、地域の皆様を初め、保護者皆様の御理解と思いやり、譲り合いの精神を発揮していただいた結果と受けとめております。

この合意を、壱岐市教育委員会は7月22日に承認し、その報告を受けて壱岐市としても承認し、議員各位、市民皆様に広くお知らせをしたところであります。

50年続いた本校、分校の3校体制が本校1校体制となります。

今後、三島小学校の児童の通学と教育環境の整備等についての課題解決に努めてまいりますので、関係皆様の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、第69回国民体育大会**長崎がんばらんば国体**が、10月12日から22日までの11日間、県内各市町競技会場で開催されます。

これまで、本大会に向けた準備や啓発に鋭意取り組んでまいりました。昨年開催された本大会を見据えたプレ大会、花いっぱい運動における啓発、また、市民皆様にもすっかりおなじみになった「がんばくん」も多くのイベントや地域行事に積極的に参加するとともに、ケーブルテレビにも数多く出演し、PRに努めてまいりました。

また、7月5日に「がんば祭」と称して100日前イベントを、8月9日には、市内小中学生約200人の参加を得て、炬火・採火式を行いました。採火した一支国の火は長崎市で集火され、国体開会式において、炬火台に点火されます。

本市で開催される自転車競技は、10月13日、体育の日に、リハーサル大会と同じ周回コースで、成年男子、少年男子の順にスタートいたします。参加選手は、合計188名の予定となっております。市民皆様におかれましては、一流選手の走りを沿道で御観戦いただき、熱い御声援をお願いいたします。

また、当日は約4時間にわたる交通規制となり、市民皆様には大変御迷惑をおかけすることとなりますが、御理解、御協力をお願いいたします。また立哨員として御協力いただく消防団、自治公民館、交通指導員の皆様に、重ねて厚く御礼申し上げますとともに、大会の運営に御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、ソフトボール競技、成年女子でございますけれども、地元長崎県チームを含む13チームが出場いたします。地元長崎県チームには、本市出身の豊永優さんが選ばれております。

10月18日から20日までの3日間、大谷公園ソフトボール球場と壱岐市ふれあい広場多目的広場で、計12試合が行われます。

また、10月18日の大谷公園ソフトボール球場では、試合終了後、宇津木妙子元全日本監督による、小中学生を対象にしたソフトボール教室が開催されることとなっております。

なお、ソフトボール会場の大谷公園は、駐車場が不足しておりますので、市民皆様には、乗り合わせやシャトルバスの御利用をお願いいたします。

開催まで残すところわずかとなりました。選手皆様が競技に集中できるよう、万全の準備を行ってまいります。

壱岐で国体があつてよかった、また壱岐に行きたいと言われるように、市民皆様にはおもてなしの心で歓迎していただき、思い出に残る国体になりますよう、御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、**病院事業**でございますが、**壱岐市民病院の長崎県病院企業団加入**については長崎県の方針として、さきの6月の県議会文教厚生委員会において、これまでの壱岐市民病院の取り組みを評価し、壱岐医療圏の将来にわたる安定した医療提供を構築するために、企業団への加入を了承し、構成市町と協議を進めることが示されました。

これを受け、7月24日から8月5日にかけて、長崎県及び病院企業団とともに、企業団構成団体の5市1町を訪問いたしました。各市長、町長に対し、9月議会において、壱岐市の企業団加入に係る規約の変更協議の議案を提出していただくようお願いし、了承をいただいております。

また、協議については、加入する側の本市においても議会の議決が必要となり、今回、議案として提出いたしておりますので、御審議賜りますようお願いいたします。

平成24年7月の壱岐市議会「長崎県病院企業団加入についての要望書」提出から約2年が経

過いたしました。ようやく動き出すこととなります。

その後につきましては、長崎県、各構成市町及び本市の議決をいただきましたならば、総務省の許可を受け、企業団議会の条例改正の議決を経て、平成27年4月1日から壱岐市民病院の長崎県病院企業団加入の流れとなってまいります。

次に、**防災・消防・救急について**でございますけれども、去る8月26日、国において「日本海側における大規模地震に関する調査検討」が公表され、福岡県宗像市付近から、日本海側に延びる西山断層帯にかかる最大地震規模をマグニチュード7.6と想定し、この場合、最大の津波は本市で5.3メートル、第1波は、地震発生時から25分で到達することの想定が示されました。

今後、本内容について、長崎県とも協議を行いながら、本市防災会議等においても検討することとしております。

防災対策については、行政の最大の使命として、今後も万全を期してまいります。共助、自助を高めていくことも極めて重要であります。市民皆様におかれましては、災害に備え、地域における防災力の向上を図るため、自主防災組織の結成や育成等について、今後も御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、今夏は例年に比べ猛暑日の少ない状況でございましたけれども、市内では、8月末現在、10名の熱中症の患者を搬送しております。これからも残暑が厳しいことが予想されますので、日常生活の中で、必ず水分補給を行い、体調管理に十分留意していただきますよう、お願い申し上げます。

また、本市の消防ポンプ操法大会は、5月11日の勝本地区大会を皮切りに、6月22日の芦辺地区大会、6月29日の郷ノ浦地区大会、石田地区大会、7月13日の壱岐市大会と市民皆様の御声援と御家族、職場、地域の皆様の御理解と献身的な御協力により無事終了し、ポンプ車の部で芦辺地区第1分団、小型ポンプの部で郷ノ浦地区第7分団第2部が壱岐市の代表として、8月3日大村市の長崎県消防学校で行われた長崎県大会に出場いたしました。

日ごろの厳しい訓練の成果により、芦辺地区第1分団は、見事優勝し、県大会10連覇を達成、また、郷ノ浦地区第7分団2部は、僅差で優勝は逃したものの準優勝の栄に輝きました。

ポンプ車の部で優勝した芦辺地区第1分団は、来る11月8日東京都江東区有明の東京臨海広域防災公園で開催の第24回全国消防操法大会に出場いたします。

全国制覇に向けた活躍を大いに期待するものであり、市民皆様のさらなる御声援をよろしくお願いたします。なお、今回、全国大会出場に向けた所要の予算を計上しておりますので、御審議賜りますようお願いいたします。

次に、**原子力災害対策地区別説明会について**でございますが、東日本大震災に端を発した、福



島第一原子力発電所の事故を受け、国においては、原子力災害対策指針で、原子力発電所から30キロ圏内を、緊急時に避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用を準備する区域、いわゆる緊急時防護措置を準備する区域、UPZと決めました。長崎県並びに本市では、この指針に沿って、地域防災計画の見直しを行い、昨年3月、原子力災害対策編を策定し、その概要版を市内各世帯に配布いたしました。

今回、緊急時防護措置を準備する区域である30キロ圏内にお住まいの皆様を中心に、原子力災害に関する理解を深めていただくため、7月24日から8月27日の期間中、市内5カ所で、地域防災計画、原子力災害対策編の内容説明と、長崎県危機管理課から、放射能の基礎知識と健康影響についての説明を行い、計195人の皆様に御来場いただきました。

各会場ともさまざまな御意見等いただき、大変意義あるものであったと考えております。今後も賜りました御意見等を参考に、県と連携を図りながら、原子力災害対策について取り組んでまいります。

次に、議案関係について御説明をいたします。

まず、**補正予算**でございますけれども、本議会に提出した補正予算の概要は、一般会計補正総額7億3,493万5,000円、各特別会計の補正総額2億2,210万5,000円となり、本定例会に提出いたしました一般会計、各特別会計の補正額の合計は9億5,704万円となります。なお、現計予算と合算した本年度の一般会計予算は221億7,600万4,000円、特別会計については107億3,717万円となります。また、あわせて病院事業会計についても、所要の補正予算を計上いたしております。

本日提出いたしました案件の概要は、平成25年度各出資法人の経営状況等に係る報告4件、平成25年度財政健全化判断比率等の報告1件、長崎県病院企業団規約の変更に関する協議の案件1件、条例の制定及び一部改正に係る案件7件、市道路線の廃止、認定案件2件、予算案件9件、平成25年度各会計決算認定11件、病院事業会計資本剰余金の処分等についての案件1件であります。

案件の詳細については、担当部長、課長等から説明をさせますので、御了承願います。

何とぞ十分な御審議をいただき、適正なる御判断を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、前会議以降の市政の重要事項また政策等について申し述べましたが、さまざまな行政課題等に対し、今後も誠心誠意、全力で取り組んでまいり所存でありますので、議員各位並びに市民皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、行政報告といたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） これで、行政報告を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開を11時といたします。

午前10時45分休憩

.....

午前11時00分再開

○議長（町田 正一君） 再開します。

----- . ----- . -----

**日程第5. 報告第13号～日程第40. 要望第73号**

○議長（町田 正一君） 日程第5、報告第13号平成25年度財団法人壱岐栽培漁業振興公社に係る経営状況の報告についてから、日程第40、議案第73号平成25年度壱岐市病院事業会計資本剰余金の処分及び自己資本金の額の減少についてまで、以上36件を一括議題とします。

ただいま上程いたしました議案について、報告及び提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本日提出をいたしました案件につきましては、担当部長及び担当課長等に説明をさせますのでよろしく願います。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 農林水産部長。

〔農林水産部長（堀江 敬治君） 登壇〕

○農林水産部長（堀江 敬治君） 皆さん、おはようございます。

報告第13号平成25年度財団法人壱岐栽培漁業振興公社に係る経営状況の報告について御説明申し上げます。

平成25年度財団法人壱岐栽培漁業振興公社に係る経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告する。本日の提出でございます。

2ページから3ページをお開き願います。2ページは役員並びに評議員名簿を掲載しております。

3ページは事業報告でございます。まず、公益財団法人への移行について御説明をいたします。平成20年12月1日、公益法人制度改革三法の施行に伴い、本財団は平成25年11月に長崎県に対し公益認定申請を行い、公益認定等委員会の審議を経て、平成26年3月19日に長崎県から公益財団法人として認定書を受領いたしました。これに伴いまして、同年4月1日、旧法人の解散登記及び新法人の設立登記を行い、新公益財団法人として平成26年度以降も、これまでと同様に種苗放流事業を行うことで再出発をしたところでございます。

次に、基金の造成につきましては、本財団は当初、平成11年度から15年度までの5カ年間で10億円を積み立て、その運用益、すなわち預金利息で種苗の放流事業に要する経費の財源に

充てることを目的とし設立、誕生した財団法人であります。これまでは、壱岐地域栽培漁業推進協議会に対する助成事業を実施していましたが、平成25年度からは当法人みずから公益事業を実施しております。

平成25年度の事業概要は、アワビ種苗5万個を壱岐栽培センターより購入をし、各漁協で1万個ずつ放流をしております。財源の内訳は、利息0.28%で、基金運用益が197万737円、県及び市からの補助金がそれぞれ28万円と14万円、漁協の負担金が各漁協2万8,000円の5漁協で14万円となっております。また、法人会計により35万6,763円を振りかえしまして、合計288万7,500円であります。

次に、収支計算書について簡単に御説明をいたします。

6ページの貸借対照表をお開き願います。資産の部であります。流動資産が28万3,334円、固定資産のうち基本財産が1億円、特定資産が7億円、合計8億28万3,334円でございます。7ページは貸借対照表の内訳を掲載しております。

次に、8ページは正味財産増減計算書でございます。9ページの計算書内訳表で若干説明をいたしますと、法人会計としては、普通預金利息と繰越金だけを財源としているため年々減少しており、今年度繰越金は、基本財産の1億円を除きますと28万3,334円となっております。支出の面で、管理費の1万4,800円は新法人への移行に伴う経費でありまして、印鑑代と印紙料でございます。

最後に、10ページから11ページをお開き願います。10ページは附属明細書、11ページに財産目録として受け入れ先、使用目的及び金額を掲載しておりますので御高覧をお願いしたいと思います。

以上で、報告第13号についての説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

〔農林水産部長（堀江 敬治君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 総務部長。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

○総務部長（眞鍋 陽晃君） おはようございます。

それでは、報告第14号平成25年度壱岐空港ターミナルビル株式会社に係る経営状況の報告について御説明をいたします。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告をいたします。本日の提出でございます。

1ページ目をお願いいたします。1ページ目は庶務報告で、官庁事項及び株主総会等の報告でございます。

次に、2ページ目でございますが、（3）で株式でございますが、資本金1,000万円、発

行株式が2万株で、そのうち460万円、9,200株が壱岐市の出資で、出資比率は46%となっております。

3ページ目をお開きください。貸借対照表でございますが、流動資産の部については、流動資産合計348万9,419円、固定資産合計1,057万6,856円で、資産合計は1,406万6,275円となっております。負債の部については、負債合計30万410円で、その内訳につきましては、未払い金及び預かり金でございます。資産の部については、株主資本合計1,376万5,865円で、負債・純資産合計は資産合計と同額の1,406万6,275円でございます。

4ページ目をお願いいたします。損益計算書でございます。

売り上げ総利益が138万3,150円、販売費及び一般管理費が162万7,899円で、営業利益はマイナス24万4,749円となっております。その内訳につきましては、9ページの営業損益内訳書に記載をしておりますので、ご覧をいただきたいと存じます。

次に、営業外収益は、長崎県空港活性化推進協議会補助金20万円と預金利息524円の合計20万524円で、当期純利益はマイナス4万4,225円となっております。

次に、5ページ目をお願いいたします。株主資本等変動計算書でございますが、純資産合計の前期末残高が1,381万円、当期変動額合計がマイナス4万4,000円で、当期末残高が1,376万6,000円となっております。

6ページ目は個別注記表、7ページ目は主要勘定残高明細書、8ページ目は固定資産明細表、9ページ目は営業損益内訳書、最後のページは監査報告となっております。

以上で、報告第14号平成25年度壱岐空港ターミナルビル株式会社に係る経営状況について報告を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 企画振興部長。

〔企画振興部長（山本 利文君） 登壇〕

○企画振興部長（山本 利文君） それでは、報告第15号、そして16号につきまして、一括して御説明をさせていただきます。

まず、報告第15号平成25年度株式会社壱岐カントリー倶楽部に係る経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告をいたします。本日の報告でございます。

この報告につきましては、地方自治法施行令第152条第1項第3号に規定する一般社団法人及び一般財団法人、株式会社への予算の執行の適正化等を図る観点から、公金をもって資本金等の4分の1以上2分の1未満の出資をしている法人等についても、市長の調査等の対象となつて

おり、平成26年6月27日の第31回定時株主総会で報告を受けたところであります。

内容につきましては、第31期営業報告書を添付いたしております。

1ページをお開き願います。3番、当社の経営状況に記載されておりますように、平成23年度、平成24年度と2期連続の赤字を出しまして、平成25年度は来場者7,961人と、前年比966人の減少にもかかわらず、税引き前378万9,000円の単年度黒字を計上しております。

これは、平成25年度の6月の定例株主総会で取締役全員が退任をいたしまして、新しい経営感覚を持った取締役を選任し、壱岐カントリー倶楽部の再建に取り組んだ成果と考えております。

具体的な取り組みとしましては、4、営業部門に掲載しておりますように、基本プレー料金の改定やコンペ等の割引システムの改定などを実施いたしております。

2ページをお開き願います。8番、従業員構成で、従業員合計が16名となっております。これは、平成24年度末と変わりがありません。

3ページをご覧ください。9番、会員状況、年会費関係です。①会員状況で、会員は合計で860名、昨年度が876名ですので若干減少をしております。②年会費納入率で、平成25年度の納入率が155%となっております。これは、年会費について翌年度に支払ってもいいとしていたものを、年度内に納入することを周知徹底させたことによりまして、平成24年度に納入されていなかった分と平成25年度分が納入されたことによります。

6ページをお開き願います。貸借対照表でございますが、資産の部で流動資産が909万5,243円、固定資産が4,986万8,627円、資産の部の合計が5,896万3,870円でございます。

7ページをお開き願います。負債・純資産の部でございますが、流動負債が372万3,924円、固定負債414万8,312円、負債の部の合計が787万2,236円。純資産の部でございますが、株主資本としまして5,109万1,634円、純資産の合計が同額でございます。負債及び純資産の部の合計は5,896万3,870円でございます。

続きまして、8ページをお開き願います。損益計算書でございます。

売上高が5,172万3,986円、対前年比が114.4%と、約650万円の増となっておりますが、これは中段に記載しております営業外収益という欄がありますが、これが約600万円の減になっております。前年度まで営業外収益としていたものを売上高に計上を変更したものです。内容は、勝本総合運動公園の指定管理料でございます。

そして、売り上げ原価といたしましては168万6,563円、売り上げ総利益といたしましては5,003万7,423円でございます。

販売費及び一般管理費でございますが、4,753万7,640円、対前年比が81.9%とな

っております。この詳細につきましては9ページに掲載をしております。

営業利益が249万9,783円となっております。営業外収益、特別収益を合わせますと、税引き前の当期純利益が378万9,548円と黒字を計上いたしております。

10ページに株主資本等変動計算書、11ページに損失金処理案、12ページに監査報告書を添付いたしております。

なお、監査役につきましては、定款上3名以内に設置することができることになっておりまして、監督強化及び効率化に推進するために、今回の、ことしの株主総会で1名を増員しておりますことを申し添えさせていただきます。

以上で、報告第15号につきまして説明を終わらせていただきます。

次に、報告第16号平成25年度財団法人壱岐市開発公社事業会計収支決算の報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告いたします。本日の報告でございます。

財団法人壱岐市開発公社は、壱岐市より国民宿舎壱岐島荘の指定管理並びにサンドーム屋外競技場及び周辺管理業務の委託を受けております。

1ページをお開き願います。事業実績につきまして、1、実績者数及び過去対比をご覧ください。平成25年度の宿泊者数8,568名、休憩者数1万5,776名と、前年度との比較としましては、前年度がリニューアル工事のために10月まで休館をしていたために直接比較はできませんが、参考までに同じ稼働日で比較しますと、米印に記載されておりますとおり、宿舎数、休憩者数ともに前年度を上回っている状況でございます。

増加の要因といたしましては、旅行社とタイアップした旅行プランの企画や、ウェブを活用したグルメプラン等のPRを実施したことが上げられます。

次に、2ページをお開き願います。先ほどの利用者の状況を月別に掲載をいたしております。

3ページをご覧ください。公社収入及び支出でございます。(1)収入の部で、予算額9,700万5,000円に対しまして決算額1億4,632万2,114円と、4,931万7,114円の増。(2)支出の部では、予算額9,700万5,000円に対しまして決算額1億4,213万7,872円と、4,513万2,872円の増となり、宿泊者数、休憩者数の増に伴い、当期計上増減額、いわゆる税引き後の当期純利益といたしまして418万4,242円となっております。

次に、4ページから6ページは正味財産増減計算書でございます。正味財産増減計算書は、企業の損益計算書に相当するものです。壱岐市開発公社は、ことしの4月1日から一般財団法人へ移行しておりますが、移行を見据えて平成25年度分も移行後の様式で作成をしたものでございます。

6 ページの一番下段をご覧ください。平成26年3月31日現在における当財団法人の正味財産、いわゆる純資産の期末残高は2,008万6,483円となっております。

次に、7 ページ、貸借対照表でございます。1、資産の部、合計で3,554万7,708円、2、負債の部は合計で1,546万1,225円、3の正味財産の部では、合計で2,008万6,483円となっております。この正味財産につきましては、一般財団に移行するために公益目的支出計画といたしまして、今後、壱岐市に対しまして最低年額20万円、残額がなくなるまで寄附することとなっております。

8、9 ページに財務諸表に関する注記、10 ページに有形固定資産明細書を、11 ページに監査報告書を掲載いたしております。

12 ページに剰余金処分について掲載いたしております。前年度の繰越剰余金590万2,241円に当期剰余金418万4,242円を加えまして、当期末剰余金は1,008万6,483円となっており、全額を次期繰越剰余金と処分いたしております。

最後に、13 ページに財産目録を掲載いたしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

〔企画振興部長（山本 利文君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 財政課長。

〔財政課長（西原 辰也君） 登壇〕

○財政課長（西原 辰也君） 報告第17号平成25年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成25年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付して報告いたします。本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。法第3条第1項による健全化判断比率の状況ですが、実質赤字比率、連結実質赤字比率については赤字決算をしておりませんので、いずれも比率としては発生いたしておりません。

次に、実質公債費比率が3カ年平均で6.4%、24年度は7.8%でございます。将来負担比率が30.6%、24年度は35.5%でございます。いずれの比率も24年度指標を下回っており、健全に推移をいたしております。

実質公債費比率が前年度の比率を下回った要因といたしまして、前年度に地方債の繰り上げ償還を行ったこと、また、廃棄物処理施設等の合併特例事業債の元金償還の開始による交付税措置額の増。また、分母となる普通交付税額の増によるものでございます。中段に、健全化判断比率の基礎となる標準財政規模の額が137億2,923万4,000円で、前年度より1億

5,717万7,000円の増となっております。また、早期健全化基準及び財政再生基準の比率は記載のとおりでございます。

次に、法第22条第1項の規定による資金不足比率の状況ですが、簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計、三島航路事業特別会計、水道事業会計、病院事業会計の5公営企業会計におきまして、資金不足は生じておりませんので、比率としては発生いたしておりません。

なお、健全化判断比率等の概要につきましては、資料3、平成25年度各会計決算概要の1ページ、2ページに添付をいたしておりますので御参照願います。

以上で、報告第17号平成25年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について説明を終わります。

〔財政課長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 病院部長。

〔病院部長（左野 健治君） 登壇〕

○病院部長（左野 健治君） 議案第54号長崎県病院企業団規約の変更に関する協議について御説明いたします。

地方自治法第286条第1項の規定により、長崎県病院企業団規約の一部を別紙のとおり変更することについて、次の県及び関係市町と協議するものでございます。協議する県及び関係市町は、長崎県、島原市、南島原市、雲仙市、五島市、新上五島町及び対馬市でございます。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、長崎県病院企業団規約の変更に関する協議については、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要があり、企業団に加入する壱岐市におきましても、その議決を経る必要があるためでございます。

次のページをお開きください。変更される規約の改正案でございます。

規約の改正内容でございますが、壱岐市が長崎県病院企業団加入するに当たりまして、壱岐市に関する部分が追加される改正となっております。

別冊の「議案関係資料4」の1ページから、企業団規約の新旧対照表に基づき御説明いたします。

病院部の資料になつとるかと思えます。

第1条の企業団の目的の対象となる地域に壱岐地域を加え、第3条の企業団を組織する地方公共団体に壱岐市が追加されます。

資料の2ページをお開きください。第7条の企業団の議会の組織及び選挙の方法において、定数を16人と改められます。

4ページをお開きください。別表1の企業団病院の一覧が改められ壱岐病院が追加され、別表



2、病院企業団議会に壱岐市選挙区が追加され、その議員数は2名となっております。なお、病院の名称につきましては、企業団の離島基幹病院の例に倣い「壱岐病院」に名称が変更となります。

附則といたしまして、総務相の許可の日から施行し、平成27年4月1日から適用となります。

以上が改正される規約の内容でございますが、今回、関係団体の9月議会におきまして同様の議案が提出されることとなっております。今後の手続といたしましては、県、構成市町及び壱岐市において議決後、総務相の許可を受けまして27年4月1日から長崎県病院企業団加入が正式に決定することとなります。

以上で、説明を終わります。

〔病院部長（左野 健治君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 企画振興部長。

〔企画振興部長（山本 利文君） 登壇〕

○企画振興部長（山本 利文君） 議案第55号壱岐市附属機関設置条例の一部改正について、壱岐市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、壱岐市自治基本条例審議会及び壱岐市人口減少対策会議を設置するため、所要の改正を行うものであります。

次のページをお開きください。壱岐市附属機関設置条例の一部を次のように改正するものでございます。改正の条文の内容につきましては、記載のとおりであります。改正条文の新旧対照表につきましては、別紙の1の1ページに掲載をいたしております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔企画振興部長（山本 利文君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 市民部長。

〔市民部長（川原 裕喜君） 登壇〕

○市民部長（川原 裕喜君） それでは、議案第56号から議案第59号まで一括して説明をさせていただきます。

議案第56号壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について、壱岐市福祉医療の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、改正を行うものであります。

次のページをお開きください。壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。改正条文の内容につきましては、記載のとおりであります。

その改正内容ですけれども、「母子及び寡婦福祉法」から、「母子及び父子並びに寡婦福祉

法」に法律の名称及び定義等が改正されるものでございます。改正条文の新旧対照表につきましては、資料1の2ページから3ページに記載のとおりでございます。

附則といたしまして、この条例は平成26年10月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第57号壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、子ども・子育て支援法により特定教育・保育施設及び地域型保育事業者に対して、運営に関する基準を定めるものであります。

次のページをお開きください。壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例でございます。条文の内容につきましては、記載のとおりであります。

主な内容ですけれども、平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援法により、現認可保育施設及び家庭的保育事業者が施設型給付、または地域型保育給付を受けるためには、市町村の確認を受ける必要があります。そのため、市町村はその確認を行うため、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を条例で定めるものであります。

附則といたしまして、この条例は法の施行の日から施行するものでございます。

続きまして、議案第58号壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による児童福祉法の改正に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものであります。

次のページをお開きください。壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例でございます。条文の内容につきましては、記載のとおりであります。

主な内容ですけれども、平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援法により児童福祉法の一部が改正され、家庭的保育事業の許認可権が市町村に与えられました。許認可するための運営及び設備に関する基準を定めるための条例になります。現在の認可外保育施設、事業所内保育施設等が該当し、申請の可能性があるため制定の必要があります。

附則といたしまして、この条例は子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行するものでございます。

続きまして、議案第59号壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め

る条例の制定について、壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による児童福祉法の改正に伴い、放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものであります。

次のページをお開きください。壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例でございます。条文の内容については、記載のとおりでございます。

主な内容ですが、平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援法により児童福祉法の一部が改正され、放課後児童健全育成事業の許認可権が市町村に与えられました。許認可するための運営及び設備に関する基準を定めるための条例になります。現在、市内に5つの放課後児童クラブが該当し、申請の可能性があるため制定の必要があります。

附則といたしまして、この条例は子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしく願いをいたします。

〔市民部長（川原 裕喜君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 教育次長。

〔教育次長（米倉 勇次君） 登壇〕

○教育次長（米倉 勇次君） 議案第60号壱岐市立小・中学校設置条例の一部改正について説明をいたします。

壱岐市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由につきましては、壱岐市立三島小学校長島分校、原島分校の統廃合に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次のページをご覧ください。壱岐市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例でございます。壱岐市立小・中学校設置条例、平成16年壱岐市条例第83号の一部を次のように改正する。別表第1、壱岐市立三島小学校長島分校の項及び壱岐市立三島小学校原島分校の項を削る。

附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行するとしてしております。

議案関係資料の4ページをご覧ください。新旧対照表でございます。現行条例が左の欄、改正条例案が右の欄でございます。御参照いただきまして、御審議のほどよろしく願いをいたします。

〔教育次長（米倉 勇次君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 消防長。

〔消防長（安永 雅博君） 登壇〕

○消防長（安永 雅博君） 議案第61号壱岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

壱岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、昨年12月に成立した消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の施行に鑑み、消防団員の出動手当を増額するため、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。壱岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。第13条の表、出動手当の項中1,000円を3,000円に改める。金額につきましては、県内の他の全ての消防団の出動手当を参考にし、検討したところでございます。あわせて、消防団員の火災出動区分は、旧町のままで各地区異なっておりましたので、消防団幹部とともに協議し、消防団員の負担軽減を図ることを十分に考慮いたしまして、出動消防車両、出動団員数の見直しを行い、現在運用いたしております。

新旧対照表につきましては、お手元資料1の議案関係資料5ページに記載のとおりでございます。

附則といたしまして、この条例は平成26年10月1日から施行することとしております。

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の施行後、早急に措置を講ずるよう国、県からの通知等もございますが、消防団員の処遇の改善を早期に図ることから、附則のとおりとさせていただきます。

以上で、議案第61号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔消防長（安永 雅博君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

○建設部長（原田憲一郎君） 議案第62号及び議案第63号について御説明申し上げます。

議案第62号市道路線の廃止について、市道路線を別紙のとおり廃止するものです。本日の提出でございます。

提案理由は、刈田院地区圃場整備事業及び2級河川刈田院川改修事業に伴う廃道のため、道路法第10条第3項の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。

次のページには、廃止路線調書を記載しており、この6路線について廃止するものです。次の

ページからは、それぞれの路線の所在地及び延長などを記載した図面を添付しております。

続きまして、議案第63号市道路線の認定について、市道路線を別紙のとおり認定するものです。本日の提出です。

提案理由は、刈田院地区圃場整備事業及び2級河川刈田院川改修事業に伴うつけかえ道路として受け入れる必要があるため、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次のページには、認定路線調書を記載しており、この5路線を認定するものです。

次のページからは、それぞれの路線の所在地及び延長などを記載した図面を添付しております。

議案第62号と議案第63号は、県営の事業に伴いまして市道の位置及び形状に変更が生じたため、既存の市道6路線を廃止して、新たに5路線を市道として認定するものでございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 財政課長。

〔財政課長（西原 辰也君） 登壇〕

○財政課長（西原 辰也君） 議案第64号平成26年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

平成26年度壱岐市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億3,493万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ221億7,600万4,000円とします。第2項は記載のとおりでございます。

債務負担行為の補正。第2条、債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」によるものでございます。

地方債の補正。第3条、地方債の追加・変更は、「第3表地方債補正」によるものでございます。本日の提出でございます。

2から4ページには、「第1表歳入歳出予算補正」の款項の区分の補正額等について、記載のとおりでございます。

5ページをお開き願います。「第2表債務負担行為補正」、1、追加、基幹業務系システム及び内部情報系システムの更新による機器等借入料について、平成27年度以降、31年度までの債務負担行為限度額合計、3億1,098万円を追加しております。

次に、6ページをお開き願います。「第3表地方債補正」、1、追加、教育債は渡良小学校校舎の耐震補強等改修工事の補助裏に全国防災事業債3,940万円を追加しております。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。2、変更、合併特例事業債は、限度額

5億5,020万円を5億6,800万円に、1,780万円を増額しております。渡良小学校校舎耐震補強等改修工事の単独分に合併特例債を補正しております。

次に、臨時財政対策債は、限度額6億円を7億1,210万円に、今回発行可能額まで1億1,210万円を増額しております。

次に、7ページの災害復旧事業債は、限度額300万円を860万円に、公共土木施設災害復旧事業について560万円を増額しております。

それでは、事項別明細書により主な内容分について御説明いたします。

12、13ページをお開き願います。歳入について御説明いたします。

10款1項1目の地方交付税は、今回不足する財源について普通交付税1億9,217万3,000円を増額補正しております。なお、本年度の普通交付税は、対前年度比3.1%減の97億9,194万2,000円に決定いたしております。

14款国庫支出金及び15款県支出金については、追加内示及び社会福祉費等、過年度精算分についてそれぞれ増減補正をしております。

次に、14、15ページをお開き願います。20款4項2目雑入、後期高齢者医療制度特別対策補助金の135万円の減額は、市単独で実施をしております高齢者肺炎球菌予防ワクチン接種に対する後期高齢者広域連合からの一部補助金について、今回予防接種法の一部改正により平成26年10月1日から定期予防接種となったことに伴い、10月以降の接種見込み分207万円を減額し、新たに後期高齢者の重症化予防事業として保健指導委託料72万円を追加しております。

21款市債につきましては、6、7ページの「第3表地方債補正」で説明したとおりでございます。

次に、歳出について説明をいたします。

まず、歳出全般について、今回人事異動、会計間の移動に伴う職員給与費等の組み替えによる補正を行っております。給与費明細書については、49ページから51ページに記載しておりますので御参照願います。

9月補正の主要事業につきましては、別紙資料2の「平成26年度9月補正予算案概要」で説明いたします。

資料2、「26年度9月補正予算案概要」の2、3ページをお開き願います。2款1項7目情報管理費、基幹系業務システム更新委託の1億7,472万2,000円の補正は、平成20年度に導入した住民基本台帳システムほか、基幹系業務システムの保守期限が今年度で終了することに伴い、新システムへのデータ移行及びシステム改修費を追加しております。

次に、3款1項1目社会福祉総務費、生活困窮自立支援モデル事業の464万5,000円の

補正は、平成27年4月1日から生活困窮者自立支援法の施行に伴い、困窮状態からの早期脱却を支援し、状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施するために国のモデル事業の指定を受け、壱岐市社会福祉協議会へ生活困窮相談業務を委託し、相談員2名を配置、法施行後の諸課題を検討、検証を行うこととしております。

次に、4、5ページをお開き願います。4款1項2目予防費、水痘予防接種委託料499万2,000円の補正は、予防接種法の一部改正により、本年10月1日より1、2歳児の水ぼうそう予防接種が定期的予防接種の対象となり、今年度は、経過措置として5歳未満640件分の委託料を追加しております。

次に、5款1項3目農業振興費、地域経済循環創造事業補助金は、地域の金融機関等との産学金官の連携で実施する株式会社壱岐の潮風の農業生産、販売及び農産加工等、6次産業化の実践による地域資源活用及び雇用の創出を図ることに対し、国庫補助10分の10の補助金5,000万円を追加補正しております。

事業内容として、アイメック農法等による持続可能な農業生産及び集荷販売を行うとともに、農産加工、給食サービスの提供、古民家レストランによる料理、空間提供や体験機会の確保など、地域資源の有効活用、雇用の創出、外貨の獲得、交流促進など、地域経済の循環を図ろうとするものでございます。

次に、5款1項5目農地費、県営事業負担金は刈田院地区圃場整備事業ほか、3地区の事業費総額2億5,724万4,000円に対し、7.5%から30%の負担金を合わせまして4,077万2,000円を追加しております。

次に、6、7ページをお開き願います。5款3項4目漁港漁場整備費、県営漁港整備事業負担金は、大島漁港及び芦辺漁港整備事業費、総額3億3,951万1,000円に対し、10%から12.5%の負担金を合わせて4,205万2,000円を追加しております。

次に、6款1項2目商工振興費、壱岐の食情報発信人材育成事業の1,087万6,000円の補正は、緊急雇用創出事業の10分の10の補助事業で、ICTを活用した情報発信に関するスキルや壱岐産食材についての知識及び販路拡大のための営業力を持った人材を育成することを目的に、民間企業への委託事業として、本年11月より5人の採用を予定しております。

次に、8、9ページをお開き願います。6款1項4目観光費、島民参加型観光ネットワーク整備事業は、過疎地域自立活性化推進交付金1,000万円の補助金を受けて実施するもので、島民や観光客など、島内外問わず壱岐を紹介するサポーターとして島外からの観光客を誘客した場合、会員及び観光客双方にポイントを付与し、たまったポイントに応じて島内で使用できる商品券を配布するためのシステム整備、及び島民向けにおもてなし講習会等、体制整備事業に対し1,080万円を追加しております。

次に、10、11ページをお開き願います。7款2項3目道路橋梁新設改良費、県営道路整備事業負担金は、県道渡良初瀬線ほか4路線の事業費総額1億7,432万5,000円に対し、15%から20%の負担金、合わせまして2,817万4,000円を追加しております。4項1目港湾管理費県営漁港整備事業負担金についても、郷ノ浦港湾ほか2港湾の事業費総額1億6,257万5,000円に対し、12.5%から25%の負担金を合わせて1,485万2,000円を追加しております。

次に、12、13ページをお開き願います。8款1項2目非常備消防費で、11月8日に東京都で開催される全国消防操法大会出場経費について、報償費等956万9,000円を補正しております。長崎県消防協会、県下市町消防団より助成金300万円を充当しております。

次に、9款2項1目小学校耐震補強等改修事業は、渡良小学校校舎の耐震補強等改修工事費について、今回9,049万5,000円を追加しております。財源として、国庫補助金で地震防災分が2分の1、防災機能強化分が3分の1、補助金総額3,226万2,000円と、補助裏に全国防災事業債を100%、単独事業分に合併特例事業債を95%、合わせて5,720万円を充当しております。

次に、10款1項1目農地及び農業用施設災害復旧費は、7月16日の豪雨による農地災害復旧事業として4カ所及び小規模災害復旧事業として10カ所、単独補助金災害復旧18カ所について、1,209万7,000円を増額しております。

次に、14、15ページをお開き願います。10款2項1目公共土木施設災害復旧費につきましても7月16日の豪雨によるもので、河川1カ所、道路2カ所、小規模災害復旧事業10カ所について、1,086万5,000円を増額しております。

次に、11款公債費、地方債元金繰り上げ償還費は、後年度の財政負担の軽減を図るために、交付税措置のない公営住宅建設事業債6件の繰り上げ償還を実施するものであります。前年度繰越金を財源に、当初予定の繰り上げ償還に1億4,153万4,000円を増額し、本年度の繰り上げ償還総額は5億4,826万円となります。

そのほか、主要事業の詳細につきましては、資料2に記載のとおりでありますので省略をさせていただきます。

以上で、平成26年度老岐市一般会計補正予算（第4号）について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔財政課長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） ここで暫時休憩をいたします。再開を13時といたします。

午前11時51分休憩

.....



午後1時00分再開

○議長（町田 正一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、消防長より発言の訂正の申し出がっておりますので、これを許します。安永消防長。

〔消防長（安永 雅博君） 登壇〕

○消防長（安永 雅博君） 午前中、御説明申し上げました議案第61号壱岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてでございますが、申しわけございません。お聞き願いたいと思います。提案理由の上から2行目、「消防団員の出場手当」というふうに記載しておりますが、正しくは「出動手当」でございます。訂正をお願いしますとともに、おわびを申し上げます。

〔消防長（安永 雅博君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 議案第65号から議案説明を続けます。保健環境部長。

〔保健環境部長（斉藤 和秀君） 登壇〕

○保健環境部長（斉藤 和秀君） 議案第65号から66号を一括して説明させていただきます。

議案第65号平成26年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

平成26年度壱岐市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,490万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億1,479万6,000円とします。2項については、記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

2ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正額については、記載のとおりでございます。

8ページ、9ページをお開き願います。2歳入、7款1項前期高齢者交付金につきましては、前年度分の前期高齢者交付金が確定しましたので51万2,000円を減額しております。

11款1項繰越金は、前年度からの繰越金1億4,542万1,000円を増額補正しております。

10ページ、11ページをお開き願います。3歳出、3款1項後期高齢者支援金は、支援金額が確定し増額となりましたので、21万円を追加しております。9款1項基金積立金につきましては、前年度繰越金の中から財政調整基金への積み立てるため1億円を増額しております。

11款1項償還金還付加算金は、国庫支出金精算返納金としまして、療養給付費等返還金及び高齢者医療制度円滑運営事業補助金返還金として、3,668万2,000円を増額しております。

療養給付費交付金返還金につきましては、前年度退職者療養交付金の支払基金精算返納金として801万7,000円を増額しております。

以上で、議案第65号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第66号平成26年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

平成26年度壱岐市の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,209万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億2,754万2,000円とします。2項については、記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

2ページ、3ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正額については、記載のとおりでございます。

8ページ、9ページをお開き願います。2歳入、4款支払い基金交付金としまして、前年度の介護給付費交付金の追加交付により231万7,000円を増額補正しております。地域支援事業介護予防事業交付金につきましても、実績により追加交付となったため3,368万3,000円を増額補正しております。8款繰越金につきましても、前年度繰越金を3,609万1,000円を増額しております。

10ページ、11ページをお開き願います。3歳出、3款地域支援事業につきましても、人事異動に伴う人件費の増額補正を行っております。4款支払い基金は、介護保険事業の財政の安定化を図るため、前年度の繰越金の中から介護給付費準備基金積立金として4,000万円を追加しております。次に、6款諸支出金としまして、前年度の国、県の介護給付費負担金からの精算返納金185万1,000円を増額補正しております。

12ページ、13ページに給与明細書をつけております。

以上で、議案第66号の説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

〔保健環境部長（斉藤 和秀君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

○建設部長（原田憲一郎君） 議案第67号及び議案第68号について御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。議案第67号平成26年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）。平成26年度壱岐市の簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ208万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億7,407万5,000円とします。2項は記載のとおりでございます。本日の提出です。

2から3ページには、第1表歳入歳出予算補正、5ページからは歳入歳出補正予算事項別明細書を記載しております。

8ページをお開きください。2歳入ですが、一般会計繰入金として5万6,000円を、5款繰越金として203万1,000円を追加しております。

10ページをお開きください。3歳出ですが、1款総務費の1目一般管理費で28万6,000円の減額を、2目施設管理費に237万3,000円の追加をしております。補正の内容は、人事異動によります職員給与費などの補正と、使用水量の増加に伴いまして給水量を確保するため、単独事業として配水管の布設がえ工事費などについて増額の補正をしております。別添資料の16ページから17ページに添付しておりますので、資料を御参照いただきたいと思います。

続きまして、議案第68号平成26年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、平成26年度壱岐市の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,671万8,000円とします。2項は記載のとおりでございます。本日の提出です。

8ページをお開きください。2歳入ですが、5款で一般会計繰入金として59万円を、また6款で繰越金として11万5,000円を追加しております。

10ページをお開きください。3歳出ですが、1款下水道事業費の1目施設整備費で12万円、2款漁業集落排水整備事業費1目一般管理費に21万5,000円、同じく2款の1目施設整備費に37万円の追加をしております。補正の内容は、人事異動によります職員給与費などの補正と消費税納付金について補正しております。

以上で、議案第67号と68号についての説明を終わらせていただきます。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 市民部長。

〔市民部長（川原 裕喜君） 登壇〕

○市民部長（川原 裕喜君） 議案第69号平成26年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

平成26年度壱岐市の特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,676万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,997万円とする。第2項は記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。2ページから3ページは、歳入歳出予算補正でございます。

次に、8ページ、9ページをお開きください。まず、歳入について御説明をいたします。4款繰越金でございますが、前年度繰越金に1,676万8,000円を、財源調整のため増額補正をいたしております。

次に、10、11ページをお開きください。歳出について御説明をいたします。1款介護サービス事業費の1項1目事務費の1,668万5,000円の増額の主な内容は、職員の人事異動に伴う給料、職員手当等を増額補正いたしております。同じく8節報償費、9節旅費、11節の需用費の増額補正は、特別養護老人ホーム施設経営の民間譲渡に向けた譲渡選考委員会の経費と譲渡先進地視察経費等を増額補正をいたしております。また、13節の委託料、システム改修業務は、現行のクライアント及びサーバーのサポートが終了するため更新し、介護保険請求システムを運用するための270万円と、特別養護老人ホーム建設候補地及び周辺の測量業務が必要なため136万1,000円の増額補正をいたしております。

そして、資料2の平成26年度9月補正予算の主要事業17ページにも概要を記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

12ページから14ページにつきましては、給与費明細書でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いをいたします。

〔市民部長（川原 裕喜君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 総務部長。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

○総務部長（眞鍋 陽晃君） それでは、議案第70号平成26年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。平成26年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ224万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,916万7,000円とする。2歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。本日の提出でございます。

2ページ、3ページにつきましては、歳入歳出予算補正でございます。

5ページから7ページにつきましては、事項別明細書でございます。

8ページ、9ページをお願いいたします。歳入予算補正について御説明をいたします。歳入財源といたしましては、一般会計繰入金を224万1,000円増額補正をいたしております。

次に、10ページ、11ページをお開き願います。歳出予算補正について御説明をいたします。1款運航費1項運航管理費1目一般管理費でございますけれども、三島航路事業担当職員2名が、

平成26年4月1日、人事異動により交代をいたしましたので、人件費の組みかえ差額分212万8,000円、それと船員保険料の追加分11万3,000円を増額補正計上いたしております。給与費明細書につきましては、12ページ、13ページのとおりでございます。

以上で、議案第70号につきまして御説明を終わらせていただきます。御審議の上、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 農林水産部長。

〔農林水産部長（堀江 敬治君） 登壇〕

○農林水産部長（堀江 敬治君） 議案第71号平成26年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

平成26年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,330万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,661万8,000円とする。第2項は記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

2ページから3ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正、歳入及び歳出の補正の款項の区分の補正予算額等については、記載のとおりでございます。内容については、事項別明細書で御説明をいたします。

8ページから9ページをお開き願います。まず、歳入について御説明いたします。4款繰越金1項繰越金に、前年度繰越金として1,330万4,000円を追加補正いたしております。

10ページから11ページをお開き願います。歳出について御説明をいたします。1款総務費1項1目一般管理費に1,030万4,000円を増額補正しております。主な内容については、前年度繰越金を財源としまして、労務賃金、燃料費、修繕料等に1,030万4,000円を増額補正し、あわせまして2款基金積立金1項1目減価償却基金積立金に300万円を追加補正いたしております。

以上で、議案第71号についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔農林水産部長（堀江 敬治君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 病院部長。

〔病院部長（左野 健治君） 登壇〕

○病院部長（左野 健治君） 議案第72号平成26年度壱岐市病院事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

第1条、平成26年度壱岐市病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成26年度壱岐市病院事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。科目4、主要な建設改良事業、施設整備事業費補正予定額3,003万6,000円を増額し、計1億9,292万2,000円としようとするものでございます。これは、電子カルテシステム導入に伴う院内ネットワーク整備事業等でございます。

第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入でございますが、第1款第2項医業外収益補正予定額37万5,000円を増額し、第1款事業収益、計29億4,249万3,000円といたしております。支出でございますが、第1款第1項医業費用補正予定額2,749万7,000円を増額し、第1款事業費用30億7,548万2,000円といたしております。

第4条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入でございますが、第1款3項企業債補正予定額2,480万円を増額し、第1款資本的収入計は4億331万8,000円といたしております。支出でございますが、第1款第1項建設改良費補正予定額3,003万6,000円を増額し、第1款資本的支出4億7,573万8,000円といたしております。

次のページをお開きください。第5条、予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正する。院内ネットワーク整備事業の財源として追加するもので、限度額は2,480万円としております。

第6条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。職員給与費を2,259万7,000円を増額し、18億54万6,000円としております。

第7条、予算第10条に定めた重要な資産の取得及び処分に次の項目を追加する。取得する資産として院内ネットワーク一式でございます。

第8条、予算第10条の次に、次の1条を加え、債務負担行為について定めております。

第11条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりとする。電子カルテ整備事業費2億1,069万5,000円。期間、27年度限度額は2億1,069万5,000円としております。本事業は、患者の診療情報を電子化して、各部門システムとネットワークを構築するものでございます。事業年度は26から27年度といたしております。本補正予算には、院内の環境整備を行い、27年度におきましてシステム構築を行うものでございます。本日の提出でございます。

次に、6ページをお開きください。平成26年度壱岐市病院事業会計補正予算（第2号）実施計画書でございます。収益的収入及び支出、収入の1事業収益医業外収益7補助金の37万5,000円は、認定看護師の資格取得助成事業県補助金でございます。支出の事業費用、給与の手当の減額につきましては、医師の退職分でございます。賃金につきましては、看護師の育休、産休に伴う代替要員として正規看護師の、あわせて正規看護師不足分を増額計上いたしております。

す。経費の委託料でございます。病棟再編に伴いまして、新たに地域包括ケア入院基本料取得のための医事会計システム改修を計上いたしております。

次に、資本的収入及び支出でございます。資本的収入、1企業債、院内ネットワーク整備事業の財源でございます。支出の資本的支出施設整備事業の工事請負費は、院内ネットワーク整備事業を計上いたしております。

8、9ページは給与明細書でございます。

10ページ、債務負担行為に関する調書でございます。

11ページはキャッシュフローの計算書でございます。

12から14ページは予定貸借対照表でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔病院部長（左野 健治君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 財政課長。

〔財政課長（西原 辰也君） 登壇〕

○財政課長（西原 辰也君） 認定第1号平成25年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

平成25年度壱岐市一般会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。本日の提出でございます。

平成25年度各会計決算書一般会計の1ページをお開き願います。平成25年度壱岐市一般会計歳入歳出決算書、歳入合計238億8,460万6,142円、歳出合計233億9,904万1,967円、歳入歳出差し引き残額4億8,556万4,175円となっております。決算内容につきましては、2ページ以降に記載をいたしております。

5ページをお開き願います。歳入決算について、収入未済額、合計の9億9,930万5,161円のうち、翌年度への繰越明許費に係る国県支出金等の未収入特定財源6億6,440万7,706円を差し引きますと、実収入未済額は3億3,489万7,455円となっております。

次に、26、27ページお開き願います。18款2項1目基金繰入金1節財政調整基金繰入金につきましては、当初、財源不足に対する基金取り崩し2億円を予定しておりましたが、年度末の収支決算調整で、医療扶助費等において多額の不用額が生じたため、財政調整基金繰入金を取りやめております。

次に、歳出については資料3の各会計決算概要の5ページ以降に、平成25年度決算状況及び主要施策の成果説明書について記載のとおりでございますが、25年度決算の特徴といたしましては、特に平成24年度国の補正予算による八幡浦漁港特定漁港整備工事や小中学校耐震化事業などの繰越明許費の増額及び消防庁舎、消防救急無線デジタル化、消防指令台整備事業などの実

施によりまして、普通建設事業費で対前年度比が20億5,600万円、76.2%の増となり、また新規事業であります、しまとく通貨発行事業や、漁業用燃油高騰緊急対策事業、住宅リフォーム支援事業及び長崎がんばらんば国体リハーサル大会等によりまして、物件費で2億3,200万円の増、補助費等で2億4,200万円の増となりました。

また、後年度の財政負担の軽減を図るため、繰り上げ償還を10億2,786万8,000円を実施し、さらに後年度地方債の償還財源として減債基金への積み立てを5億2,453万5,000円等も実施をしております。

そのほか、市民が安全で安心して暮らせる経費並びに市の振興施策など、行政費用として、それぞれ支出をしてきたところでございます。

なお、財政構造の弾力性をあらわす指標でございます経常収支比率は80.4%と、前年度の80.9%から0.5%下がり、健全に推移をいたしております。

次に、一般会計決算書の最後のページでございますが、108ページをお開き願います。実質収支に関する調書でございます。金額単位は1,000円で、歳入歳出差し引き額4億8,556万4,000円で、繰越明許費による翌年度へ繰り越すべき財源が6,003万9,000円でございますので、これを差し引いた実質収支額は4億2,552万5,000円となっております。

次に、各会計決算書の最後に、財産に関する調書を記載しております。財産に関する調書は、平成26年3月31日決算で計上しております。財産に関する調書の1ページから公有財産、5ページから9ページに物品、10ページに債権及び基金について、それぞれ25年度中の増減を記載いたしております。

財産に関する調書の10ページをお開き願います。4基金のうち、中段に一般会計分の決算年度末現在高を記載しております。平成26年3月末現在高が89億5,695万4,000円で、前年より8億4,568万4,000円の増となっております。

最後の11ページに、定額運用基金の運用状況を、それぞれ記載をいたしております。

以上で、平成25年度一般会計歳入歳出決算認定について説明を終わります。御審議の上、認定賜りますようよろしくお願いいたします。

〔財政課長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 保健環境部長。

〔保健環境部長（斉藤 和秀君） 登壇〕

○保健環境部長（斉藤 和秀君） 認定第2号から第4号まで一括して御説明させていただきます。

認定第2号平成25年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

平成25年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項



の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。本日の提出でございます。

国民健康保険事業特別会計の決算書の1ページをお開き願います。国民健康保険事業勘定歳入合計50億4,582万6,108円、歳出合計47億8,710万115円、歳入歳出差し引き残額2億5,872万5,993円、直営診療施設勘定歳入合計1億2,256万5,303円、歳出合計1億2,195万6,305円、歳入歳出差し引き残額60万8,998円となっております。

10ページ、11ページをお開き願います。歳入歳出決算事項別明細書でございます。歳入につきましては、1款1項における国民健康保険税の決算の状況は記載のとおりであり、国保税の収納率は、現年度分については医療費給付分、後期高齢者支援分、介護納付分を合わせまして94.56%となっております。前年度は94.67%であり、比較しますと0.11%のマイナスとなっております。滞納繰越金分につきましては、現年度12.63%、前年度が10.03%であり、2.6%のプラスとなっております。滞納の累積額は、3億2,788万9,197円となっております。なお、不納欠損処分としまして279件、2,399万1,740円の処分を行っております。

16ページ、17ページをお開き願います。10款1項一般会計繰入金として、前年度に引き続き、その他繰入金の中で1億9,149万1,490円の法定外繰り入れを行っております。

歳出についてでございますが、22ページ、23ページをお開き願います。2款1項の1目から4目までの療養給付費、療養費、2項の高額療養費の支出済み額の合計は31億6,149万5,627円であります。昨年度より3,504万3,016円の増額となっております。4項の出産育児諸費につきましては、42件の給付件数でございます。

24ページ、25ページをお開き願います。葬祭諸費につきましては74件の給付件数となっております。

30ページをお開き願います。実質収支に関する調書は、記載のとおりでございます。

32ページから37ページは、直営診療施設勘定の歳入歳出決算事項別明細書でございます。公設民営で運営しております勝本・湯本診療所に係るものでございます。

以上で、認定第2号について説明を終わらせていただきます。

続きまして、認定第3号平成25年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

平成25年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。本日の提出でございます。

決算書の1ページをお開き願います。歳入合計2億9,500万1,557円、歳出合計2億9,288万9,707円、歳入歳出差し引き残額211万1,850円となっております。

6ページ、7ページをお開き願います。歳入歳出決算事項別明細書でございます。歳入につきましては、1款1項における後期高齢者医療保険料の決算の状況は記載のとおりであり、保険料の収納率は、現年度分については、特別徴収、普通徴収合わせて99.74%となっております。前年度は99.31%であり、比較しますと0.43%のプラスとなっております。滞納繰越分につきましては、32.16%の収納率となっております。滞納の累積額は、284万4,140円であります。なお、不納欠損処分としまして4件、1万1,500円の処分を行っております。

10ページ、11ページをお開き願います。歳出でございますが、2款広域連合納付金2億8,951万7,326円の内訳につきましては、保険料分が1億5,728万7,760円、保険基盤安定分1億2,061万7,520円、共通経費負担分1,161万2,046円となっております。

以上で、認定第3号について説明を終わらせていただきます。

続きまして、認定第4号平成25年度老崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

平成25年度老崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付すものでございます。本日の提出でございます。

決算書の1ページをお開き願います。介護保険事業勘定でございますが、歳入合計30億9,687万7,920円、歳出合計30億2,900万3,095円、歳入歳出差し引き残額6,787万4,825円でございます。

続きまして、介護サービス事業勘定でございますが、歳入合計2,581万3,237円、歳出合計2,581万3,237円の同額でございます。

10ページ、11ページをお開き願います。歳入歳出決算事項別明細書でございます。歳入につきましては、1款1項における介護保険料の決算の状況は、記載のとおりであります。保険料の徴収率は、現年度分につきましては、特別徴収、普通徴収合わせまして98.66%となっております。前年度は98.82%であり、比較しますと0.16%のマイナスとなっております。滞納繰越分につきましては、7.11%の収納率になっており、不納欠損処分を12件、3万6,600円を行っております。滞納の累積額は3,320万7,880円であります。

14ページ、15ページをお開き願います。歳出でございますが、2款介護給付費の支払い支出済み額は28億5,788万1,599円であり、グループホーム、通所介護事業所の開設の影響等もあり、昨年度より1億94万585円の増額となっております。

22ページ、23ページをお開き願います。この介護サービス事業勘定の決算は、地域包括支援センターの設置による居宅支援サービス計画書作成に係るものでございます。

24ページ、25ページをお願いいたします。歳出は、1款2款とも、それに伴う嘱託及び臨時職員の人件費等となっております。

以上で、認定第4号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔保健環境部長（斉藤 和秀君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

○建設部長（原田憲一郎君） 認定第5号について御説明いたします。

平成25年度壱岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

平成25年度壱岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。本日の提出です。

決算書の1ページをお開き願います。歳入歳出決算書でございますが、歳入合計9億1,621万9,357円、歳出合計9億1,418万7,057円、歳入歳出差し引き残額は203万2,300円です。

次に、2から3ページをお開きください。歳入の部でございますが、予算現額の合計が9億3,549万5,000円に対し、収入済み額合計が9億1,621万9,357円となっております。

次に、4から5ページをお開き願います。歳出を記載しております。予算現額の合計が9億3,549万5,000円に対しまして、支出済み額合計が9億1,418万7,057円となっております。

次に、6から7ページをお開き願います。事項別明細書の歳入の部でございます。ここで、2款の使用料及び手数料についてでございますが、1目の簡易水道使用料、これは水道料金ですが、調定額が4億3,802万8,664円に対し、収入済み額が4億408万1,904円となっております。その内訳としまして、現年度分調定額が4億348万3,470円に対しまして、収入済み額が4億59万520円です。滞納繰越分調定額が3,454万5,194円に対しまして、収入済み額が349万1,384円となっております。収納率で申しますと、現年度分が99.28%、昨年度より0.1%増加しております。滞納分については10.11%となりまして、昨年度より1.37%増加しております。

次に、10から11ページをお開き願います。事項別明細の歳出の部でございます。1款から4款までを次のページにかけて記載しております。

14ページには、実質収支に関する調書を記載しております。

以上で、認定第5号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、認定第6号について御説明いたします。

平成25年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

平成25年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものです。本日の提出です。

決算書の1ページをお開き願います。歳入歳出決算でございます。歳入合計4億1,960万4,895円、歳出合計4億1,948万7,075円、歳入歳出差し引き残額は11万7,820円となっております。

2から3ページをお開き願います。歳入を記載しております。予算現額の合計が4億9,669万8,000円に対しまして、収入済み額合計が4億1,960万4,895円となっております。

次に、4から5ページをお開き願います。歳出を記載しております。予算現額が4億9,669万8,000円に対しまして、支出済み額が4億1,948万7,075円となっております。

次に、6から7ページをお開き願います。決算書の事項別明細書の歳入でございます。2款の使用料及び手数料で、1目の下水道使用料としまして、調定額が5,310万920円、収入済み額が5,089万2,660円です。その内訳としまして、現年度分調定額が5,088万3,490円、収入済み額が5,068万7,860円、滞納繰越調定額が221万7,430円に対しまして収入済み額が20万4,800円となっております。収納率で申し上げますと、現年度分が99.62%となり、昨年度より0.29%増加しております。滞納分は9.24%となりまして、昨年度より1.72%増加しております。

以上で、認定第6号の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 市民部長。

〔市民部長（川原 裕喜君） 登壇〕

○市民部長（川原 裕喜君） 認定第7号平成25年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

平成25年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。本日の提出でございます。

決算書の1ページをお開き願います。歳入の合計でございますが4億9,867万8,485円でございます。歳出の合計は4億4,645万3,353円でございます。差し引き残額ですが5,222万5,132円で、26年度への繰り越しでございます。

次に、6、7ページをお開き願います。事項別明細書の歳入の主なものですが、1款介護サー

ビス収入の1目介護サービス費の3億6,492万685円ですが、これは、施設介護サービス、短期入所者介護サービス、通所介護サービスに係る長崎県国民健康保険団体連合からの収入でございます。

次に、2目利用者負担金収入の5,846万9,145円ですが、各サービスの利用者負担でございます。

次に、10ページ、11ページをお開き願います。歳出の主なものでございますが、1款介護サービス事業費の1項施設介護サービス事業費で2,037万6,465円の不用額が生じておりますが、これの主なものは1目事務費の7節賃金の950万9,974円で、この不用額については、主に介護士と看護師の臨時雇用の執行残であります。

次に、12、13ページをお開き願います。2款基金積立金1目財政調整基金積立金ですが、予算額の4,050万円に対し、25年度におきまして、年度末時点での決算状況を勘案して4,009万769円の基金積み立てといたしております。

次に、最終の16ページをお開き願います。実質収支に関する調書でございます。

以上で、認定7号について説明を終わります。よろしく願いをいたします。

〔市民部長（川原 裕喜君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 総務部長。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

○総務部長（眞鍋 陽晃君） 認定第8号平成25年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明を申し上げます。

平成25年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。本日の提出でございます。

決算書の1ページをお願いいたします。歳入合計でございますが、1億1,678万373円、歳出合計は歳入と同額でございます。歳入歳出差し引き残額はゼロでございます。

2ページ、3ページをお願いいたします。歳入でございますが、予算現額は1億2,145万4,000円、収入済み額は1億1,678万737円でございます。

4ページ、5ページをお開きください。歳出でございますが、予算現額が1億2,145万4,000円、支出済み額は1億1,678万737円でございます。

次に、6ページ、7ページをお願いいたします。歳入歳出決算の事項別明細書でございます。1款の使用料及び手数料でございますが、収入済み額2,326万2,647円となっております。平成25年度の乗船者数でございますが、乗客が6万2,312人、また車両が925台で、平成24年度に対しまして、乗客で4,826人の減、車両で218台の減でございます。

減少の主な理由でございますが、過年度と比較して、三島における公共事業の完了に伴い、工事作業員及び工事車両の輸送分の使用料が減少しております。また、島の人口についても年々減少しており、フェリー三島の利用が減っております。

2 款の国庫支出金でございますが、予算現額の6,263万2,000円に対し、収入済み額が6,263万2,137円となっております。国庫補助金の算定に当たっては、実質収支差見込み額に効率化係数を乗じた額を補助対象経費として、その2分の1が補助される標準的な事業経費等を前提とした事前算定方式となっております。

3 款県支出金でございますが、予算現額540万8,000円に対しまして、収入済み額722万9,361円で、182万1,361円の増となっております。県補助金の算定に当たっては、実質収支差見込み額から国の補助金を控除した2分の1の額となります。

次に、平成25年度の繰入金は、予算現額2,922万3,000円に対し、収入済み額が2,360万2,192円となっておりまして、562万880円の減となっております。

次に、前年度繰越金及び預金利子については該当ありません。

雑入でございますが、予算額5万8,000円に対しまして、収入済み額が5万4,400円でございます。これは、公衆電話の使用料、自動販売機設置料等に係る雑入金収入であります。

歳出につきましては、8ページから9ページに記載をいたしております。1 款運航費1 項運航管理費1 目一般管理費1 3 節の委託料1 3 8 万 2, 7 8 9 円ですが、これは主に乗船券等販売委託料及び待合施設所管理業務でございます。1 款運航費1 項運航管理費2 目業務管理費の1 1 節需用費3, 1 4 3 万 9 3 1 円の内訳で、主なものは燃料費1, 4 3 7 万 3, 8 0 0 円で、修繕料が1, 6 3 2 万 1, 5 5 5 円です。これは、年間約15万リットルの燃料の消費に対する費用でございます。修繕料につきましては、中間検査費用、ドック費用、機関部の小修繕費用でございます。

1 3 節委託料につきましては、372万円は陸上作業員の業務委託料、フェリーの綱取りの委託費でございます。

10ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。歳入歳出いずれも1億1,678万1,000円となっております。歳入歳出差し引き額がゼロでございます。

以上で、認定第8号平成25年度老岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして説明を終わらせていただきます。審査の上、認定いただきますよう、よろしく願いをいたします。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 農林水産部長。

〔農林水産部長（堀江 敬治君） 登壇〕

○農林水産部長（堀江 敬治君） 認定第9号平成25年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

平成25年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付する。本日の提出でございます。

1ページをお開き願います。歳入歳出決算書でございます。歳入合計1億4,339万1,953円、歳出合計1億3,008万6,424円、差し引き残額が1,330万5,529円でございます。

次に、6ページから7ページをお開き願います。決算事項別明細書でございます。まず、歳入の部でございますが、1款使用料及び手数料1項1目機械使用料であります。調定額7,226万7,870円に対しまして、収入済み額は7,189万285円であり、収入未済額は37万7,585円でございます。この内訳としましては、現年度が8件で33万7,600円、過年度が1件で3万9,985円でありました。その後、訪問徴収によりまして、8月末の現在では現年度2件の8万4,200円で、過年度分の滞納はありません。今後とも未収金の徴収については鋭意努力してまいる所存でございます。

次に、3款繰入金1項1目一般会計繰入金については、一般会計から590万9,000円の繰り入れを行っております。また、2項1目減価償却基金繰入金については、農作業用の機械購入のため718万6,200円の繰り入れを行っております。内訳はトラクター504万円、ローラー202万5,450円、充電器12万750円でございます。

4款繰越金については、1,416万8,341円の繰り越しを行っております。

5款諸収入1項1目雑入の37万2,277円については、労働保険の個人負担分で23万2,502円、コインによる機械洗浄機利用料が6万6,600円、市有自動車損害共済金7万3,175円でございます。また、3目の受託事業収入は4,386万5,850円の事業収入でありまして、収入合計が1億4,339万1,953円でございます。

次に、歳出でございますが、8ページから9ページをお開き願います。1款総務費1項1目一般管理費の中で、備品購入718万6,200円については、減価償却基金を財源としてトラクターを購入いたしております。

2款基金積立金1項1目減価償却基金積立金として、204万4,000円の積み立てを行っております。支出合計としましては、1億3,008万6,424円でございます。

次に、10ページをお開き願います。実質収支に関する調書であります。歳入歳出差し引きいたしまして、実質収支額は1,330万6,000円でございます。

以上で、認定第9号についての説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

〔農林水産部長（堀江 敬治君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 病院部長。

〔病院部長（左野 健治君） 登壇〕

○病院部長（左野 健治君） 認定第10号について御説明申し上げます。

平成25年度老岐市病院事業会計決算認定について。地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、平成25年度老岐市病院事業会計決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。本日の提出でございます。

2ページをお開きください。25年度の老岐市民病院事業会計決算報告書でございます。

(1) 収益的収入及び支出の収入について申し上げます。第1款病院事業収益は予算額合計28億2,425万3,000円に対し、決算額は28億6,377万5,785円で、予算額に比べまして3,952万2,785円の増となっております。

下段の支出について申し上げます。第1款病院事業費用は、予算額合計27億8,997万5,000円に対し、決算額は27億4,029万3,094円となります。執行率は98.2%でございました。不用額といたしまして、4,968万1,906円となります。差し引き1億2,348万2,691円の黒字でございます。

続いて、4ページをお開き願います。資本的収入及び支出の収入について申し上げます。これは投資的事業に係る費用と、過去の設備投資に係る企業債の元金償還を含んだ収支でございます。第1款資本的収入は、予算額3億2,850万2,000円に対し、決算額は3億357万5,000円で、収入率は92.4%となっております。主なものとしまして、第2項出資金1億19万円は一般会計からの繰入金でございます。第5項補助金9,092万円は、長崎県地域医療再生臨時特例基金事業の県補助金でございます。第6項長期借入金5,350万円は、医療機器購入に係る過疎債分でございます。

下段の資本的支出について申し上げます。第1款資本的支出、予算額3億9,875万1,000円に対し、決算額3億9,052万7,849円で、執行率は97.9%でございます。第1項建設改良費決算額2億2,716万8,853円は、駐車場改修工事、医療機器エックス線コンピューターの断層撮影装置購入でございます。第5項補助金返還金643万8,979円は、4階南側の精神病床を療養病床に改修したための精神病床国庫補助金の返還金でございます。

資本的収入額が資本的支出に不足する額8,695万2,849円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整金1,064万4,871円と過年度分損益勘定留保資金7,630万7,978円で補填いたしております。

次のページをお開き願います。固定資産明細書でございます。有形固定資産として、年度末の残高といたしまして64億2,966万3,502円でございます。主なものといたしまして、土地の当該年度増加高の217万6,605円は、研修医宿泊施設整備事業に係る土地購入による



ものでございます。土地の減少分でございます1,073万5,248円は、旧公立病院跡地の所管がえ及び旧かたばる病院用地の県道改良工事に伴う譲渡でございます。機器購入の当年度増加分の1億8,440万3,422円は、エックス線コンピューター断層撮影装置を更新いたしました。

また、(2)の無形固定資産の20万1,900円については、賃貸マンションの敷金の1戸分でございます。

次のページをお開きください。企業債明細書でございます。未償還の合計の残高は31億4,391万3,003円となっております。

次のページをお開きください。10ページから17ページまで、収益費用明細書でございます。それぞれの節によって収益費用を掲載いたしております。

19ページをお開きください。平成25年度の老岐市民病院事業会計損益計算書でございます。

1営業収益は、(1)の入院収益から(3)のその他、医業収益までの合計23億2,999万9,032円でございます。

2の営業費用は、(1)給与費から(6)の研究検診までの合計25億8,719万6,715円で、差し引き医療損益は2億5,719万円7,683円となっております。

営業外収益は5億2,485万3,640円でございます。営業外費用は1億3,060万4,777円でございます。この結果、当年度の経常利益は1億3,705万1,180円ございました。当年度の純利益は、最後から3行目でございますが、1億2,348万2,691円となります。累積欠損金は、これに前年度繰越欠損金23億1,090万5,452円でございますので、当該年度の未処理欠損金は21億8,742万2,761円となります。

次のページをお開きください。20、21ページは、25年度の貸借対照表でございます。病院の財政状況を明らかにするものでございます。20ページが資産の部の固定資産と流動資産となっております。21ページが負債の部、資本の部となっております。資産合計、負債、資本合計は、それぞれ43億4,915万9,556円となっております。

次のページをお開き願います。剰余金計算書でございます。22ページの資本金のうち、自己資本金は一般会計出資金1億19万円で、当年度末残高は20億5,360万5,762円でございます。剰余金のうち資本剰余金ですが、23ページの真ん中の資本剰余金合計覧、下段の当年度末残高は9億6,314万7,129円でございます。

次に、未処理欠損金ですが、当年度の純利益1億2,348万2,691円で、前年度残高と合わせて、下段の当年度末残高は21億8,742万2,761円で、先ほど損益計算書で説明したとおりでございます。

次のページをお開きください。24ページが市民病院事業の欠損金処理計算書でございます。

26ページをお開きください。事業報告書の概況でございます。25年度4月からかたばる病院の統合による重複部門の人員費、委託費の減、給与制度の見直しと常勤医師の確保でございます。大きな収入の要因でございます。前年度8名体制から6名への常勤医師の確保ができて14名体制となっております。これによりまして、外来患者が1日平均369.9人で、前年度より4.1人の増。入院患者も、一般病床で1日平均97.8人で、前年度より20.3人増となっております。

次に、29ページでございます。職員に関する事項が記載されております。

続きまして、30ページから41ページ、業務内容について記載いたしております。お目を通していただきたいと思っております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

〔病院部長（左野 健治君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） ここで暫時休憩いたします。再開を14時15分といたします。

午後2時05分休憩

.....

午後2時15分再開

○議長（町田 正一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案説明を続けます。建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

○建設部長（原田憲一郎君） 認定第11号について、御説明いたします。

平成25年度壱岐市水道事業会計決算認定について、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、平成25年度壱岐市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものです。本日の提出です。

決算報告書の2から3ページをお開き願います。

収益的収入及び支出についてですが、第1款の水道事業収益としまして、予算額が1億5,687万8,000円、決算額が1億5,672万471円となっております。前年度の決算額より、119万9,000円余りの増でございます。これは、有収率の向上によるものでございます。

次に、支出です。第1款の水道事業費用の予算額が1億5,054万2,000円に対しまして、決算額が1億5,181万2,095円となっております。

4から5ページをお開き願います。

資本的収入及び支出でございます。第1款の資本的収入としまして、予算額219万7,000円に対しまして、決算額が277万6,043円となっております。これには、道路改良工事など

によります工事負担金を収入として計上しております。

次に、支出です。

第1款の資本的支出としまして、予算額が1億5,600万5,000円に対しまして、決算額が1億2,095万6,549円、不用額は1,431万1,371円となっております。この不用額は、建設工事などの入札執行残でございます。

続きまして、6ページをお開き願います。

損益計算書です。営業収益が1億4,777万3,078円、営業費用が1億4,252万3,103円、営業利益が524万9,975円、営業外収益が154万7,647円、営業外費用が635万4,109円、経常利益は44万3,513円となっております。

当年度未処理欠損金は5万8,041円の減益が生じました。これは、施設の更新によります減価償却資産、減耗費の増加によるものでございます。

8から9ページには剰余金計算書を、10ページには欠損金処理計算書を記載しております。

12から13ページには貸借対照表、14ページからは事業報告書などを、17ページからは水道事業収益費用明細書を記載しております。

水道料金は1億4,590万2,355円で、収納率は、現年度分が97.00%となりまして、前年度より0.24%増加しております。

また、滞納分については、11.09%で、前年度より0.10%増加しております。

20ページには、資本的収支明細書を、22ページには企業債明細書を記載しております。

以上で、認定第11号の説明を終わらせていただきます。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 病院部長。

〔病院部長（左野 健治君） 登壇〕

○病院部長（左野 健治君） 議案第73号平成25年度壱岐市病院事業会計資本剰余金の処分及び自己資本金の額の減少について、御説明いたします。

平成25年度壱岐市病院事業会計資本剰余金9億6,314万7,129円のうち、4,593万4,495円を処分し、自己資本金20億5,360万5,762円のうち、19億133万7,812円を減少し、別紙のとおり、未処理欠損金に補填することについて、地方公営企業法第32条第3項及び第4項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、未処理欠損金の補填を行うための資本剰余金の処分及び自己資本金の減少は議会の議決を経る必要があるためでございます。

今回平成25年度の決算認定にあわせて処理をしようとするものでございます。

さきに御説明しました認定第10号の平成25年度壱岐市病院事業会計の決算認定における平成25年度末の未処理欠損金、21億8,742万2,761円を清算するものでございます。

次のページをご覧ください。

平成25年度壱岐市病院事業欠損金処理計算書でございます。自己資本金20億5,360万5,762円のうち、欠損金補填額、処分可能額は19億133万7,812円でございます。処分後の残高は1億5,226万7,950円とします。

資本剰余金9億6,314万7,129円のうち、欠損金補填可能額、4,593万4,495円で、処分後残高は9億1,721万2,634円とします。よって、未処理欠損金の処分後残高は平成25年度末の繰越欠損金は2億4,015万454円となります。また、この補填後の残り残高は2億4,015万454円、繰越欠損金につきましては、平成26年度から適用いたしております地方公営企業法企業の新会計制度の移行により、資本剰余金から2億4,015万454円が利益剰余金に振りかえられますので、これと相殺されます。

したがって、平成25年度末の未処理欠損金につきましては、平成26年4月1日時点で解消されることとなります。

別冊の、資料4の8ページをご覧くださいと思います。欠損金の解消のイメージを載せております。

今回提出の議案につきましては、真ん中の①、処理後の平成25年度末、処理を行うものであります。その後、②の新会計制度の移行処理、これは平成26年度から適用いたしておりますが、これによりまして、平成25年度末の未処理欠損金21億8,742万2,761円はゼロとなります。さきに申し上げましたとおり、今議会に決算認定をお願いしておりますので、確定しましたら、決算額の金額に基づいて、今回議会の議決を行い、これらの処理を行うものでございます。

以上で、説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

〔病院部長（左野 健治君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） これで、市長提出議案の説明が終わりましたので、監査委員より財政健全化判断比率及び資金不足比率審査と決算審査の報告を求めます。吉田代表監査委員。

〔代表監査委員（吉田 泰夫君） 登壇〕

○代表監査委員（吉田 泰夫君） それでは、決算審査の報告について、御説明をさせていただきます。

25年度壱岐市におきます一般会計、各特別会計及び公営企業会計並びに財産調書、財政健全化比率、資金不足比率の審査を監査委員全員出席のもとで実施しましたので、その結果について御報告いたします。

なお、意見書の数値等につきましては、決算内容に基づいて記載をしておりますので、後もつ

てお目通しをいただければと思います。

最初に、一般会計と各特別会計の決算ですが、お手元の意見書の1ページをお開きを願いたいと思います。

第4の審査結果というところをお目通しをいただきたいと思います。審査に付されました決算書類及び調書につきましては、法令に準拠され、その内容を適正に表示していると認めます。また、各基金の運用状況につきましても、その内容については適正に表示されていると認められます。

次に、50ページをお開きを願いたいと思います。

4の財産に関する調書の項でございますが、⑥の出資による権利の表の欄でございます。これにつきましては、25年度に相手先への残高確認を実施いたしましたところ、今回の法人格の改正等により、法令改正により名称の変更あるいは過去からの残高の一部不足が今回も判明しまして、それに基づき修正をして、計上をいたしております。その中で、それぞれ、一例を申し上げますと、財団法人長崎県救急医療財団のゼロ、前年度末、そして、長崎腎臓バンクのゼロということでございますけれども、これはいろいろ解散等の手続がとられまして、最終的には出資に対する分につきましては、寄附金ということで処理をされておりますので、現在のところ、権利がゼロになったという内容で、そういう内容でお示しをいたしております。

具体的には、決算審査委員会等で会計のほうからの御報告があらうと思いますので、その他の項につきましては、その時点で御確認をいただければというふうに思っております。

次に、52ページのほうの債権の関係でございます。

債権の中で、そこにも示しをいたしておりますが、災害援護資金、それから高等学校奨学資金の貸し付けにつきまして、長期にわたって滞納が続いていると、状況が発生している内容がございます。次に、基金の運用状況でございますが、この中では、その53ページの上にあります定額運用基金、この中でも災害資金、奨学資金貸し付けにおきまして、償還等の滞納が発生している状況がございますので、それぞれ対処を願いたいというふうに思っております。

54ページをお開きを願いたいと思います。

54ページの審査の意見の欄でございますが、その下の文書の中の下から4行目のところからでございますが、平成25年度の財政の諸比率について、先ほども若干御説明がございましたように、経常収支比率を除き、指標の範囲内であり、良好と判断することができます。また、事務の執行につきましては、一部不適正な処理が見受けられましたので、改善整備をしていただきたいと思いますと考えております。

その事務の執行の一部不適正につきましては、55ページの2のところに予算の適正な執行についてということで、意見を述べさせてもらっております。

(1) の予算の措置はなされているにもかかわらず、性質上必ず執行すべき法定点検、この場合は消防点検の実施でございましたが、未実施となっている施設がございます。

また、光熱水費の支出の手当てとして、資金前渡を受けながら、残高不足のための口座振りかえができなかったもの、また流用により対応したもの等、不適切な処理が見受けられております。

(2) には簡易水道施設整備工事におきまして、地域住民の理解を得るのに時間を要したということで、翌年度への繰越事業となっているものがございますので、工事をするに当たっては、工事着工までには、条件整備等は必ずやっていただきたいというふうに思っております。

それから、3の未収金につきましては、7億3,790万8,000円ということでございますが、この中では先ほどありましたように、不納欠損が市税と国民健康保険合わせまして約3,400万円程度の不納欠損がございますので、これらの債権の健全化を図ってほしいというふうに考えておるところでございます。

56ページの4の財産の確認について、若干出資の権利のところでも申し上げましたが、出資による権利調書において、残高金額の計上漏れ、法人格の取り扱いの変更、また組織の解散合併による名称変更によります寄附金の処理が出ておりますけれども、そのような寄附金による出資金の権利の証明などが起こっております。

また、過年度からの督促があるので、決算時には今後必ず残高確認、または残高証明等の徴求を行っていただいて、財産の実在性、健全性を図っていただきたいというふうに考えております。

以上で、決算審査報告を終わります。失礼しました。公営企業のほうがまだでした。

次に、公営企業会計のほうですが、決算書の1ページをお開き願いたいと思います。

第3の審査結果でございますけれども、財務諸表についてでございます。

審査に付された決算報告書、財務諸表は、法令及び会計の原則に従って、適正に処理されているものと認めます。

次に、壱岐市民病院の会計検査の審査意見でございます。

第4の審査意見でございます。3ページでございます。

1のかたばる病院との統合により、経営の合理化が図られ、当期純利益の決算となっておりますが、かたばる病院からの引き継ぎ財産につきまして、不稼働資産となっているものがございますので、これの整理を行い、さらなる経営計画による病院企業団への加入条件の整備に取り組む必要があるというふうに思います。

2の個人未収金につきましては、4,124万9,000円ということでございます。この中にも、かなり長期なものがございますので、その整理対策については検討いただいて、債権の健全化に努め、早期回収を図っていただきたいというふうに思っております。

次に、水道事業会計でございます。

水道事業会計12ページをお開きを願いたいと思います。

これも第3の審査結果でございます。審査に付されました決算報告書、財務諸表は、法令及び会計の原則に従って、適正に処理されているものと認めます。

次に、14ページの第4の審査意見でございます。

1に掲げております施設の老朽化等による設備への投資コストが増大してはおりますが、一方、有収率につきましては、71.58%と改善の方向に向かっておるようでございますが、今後、簡水等の公営法の法的適用によります公営企業会計基準が適用される運営がより明確になり、上水道の運営環境がさらに厳しくなるとお考えられますので、供給と需給のバランスなどを見通した経営対策について取り組みの必要があると考えられます。

2の水道料金未収金につきましては、4,353万7,000円でございます。これについても、かなり長期にわたっているものもございまして、整理回収等に努められ、債権の健全化を図っていただきたいというふうに思っております。

以上、公営企業会計についての意見書の御説明でございます。

最後に、収支健全化判断比率及び収支資金不足比率の審査意見書でございますけれども、これにつきましては、そこに審査意見にも掲げており、それぞれ御報告のとおり、内容については、健全化の判断、あるいは指標、それから資金不足等もございませんでしたので、特段意見を申し上げることはございません。

以上で、25年度の決算審査報告にかえさせていただきます。

〔代表監査委員（吉田 泰夫君） 降壇〕

---

#### 日程第41. 請願第2号

○議長（町田 正一君） 次に、日程第41、請願第2号TPP交渉並びに農協改革に関する請願についてを議題とします。紹介議員の説明を求めます。14番、牧永護議員。

〔紹介議員（牧永 護君） 登壇〕

○議員（14番 牧永 護君） TPP交渉並びに農協改革に関する請願が長崎県農政連盟壱岐支部支部長、川崎裕司、壱岐市農業協同組合代表理事組合長、川崎裕司から出されております。

紹介議員として豊坂敏文議員と私になっておりますので、請願の趣旨、理由について説明申し上げたいと思います。

TPP交渉については、継続して首席交渉官会合等が開催されるなど、参加国間による協議が進められているところであります。

また、6月24日に農業委員会、農協改革等を内容とする「農林水産業・地域活力創造プラン」が政府において改訂されました。

政府は農業の成長産業化を旗印とし、T P P等による農業市場の開放、農業改革など市場経済の論理による施策を推し進めようとしています。行き過ぎた市場開放、農業改革は、家族農業を中心とした我が国農業、農村のあり方を根本から否定するものであり、離島、中山間地域等、条件不利地が多い本県においては、特に、地域の崩壊に直結することが強く懸念されます。

つきましては、T P P交渉並びに農協改革に関して、下記の事項について政府への強い働きかけを要望いたします。

T P P交渉につきましては、決議に基づき、国民への十分な情報提供と国民的議論を実施すること。

農協改革については、J A総合事業の堅持について、准組合員の利用制限について、理事会制度について、全農の株式会社化について、中央会制度について。

細部につきましては、資料に記載されておるとおりでございます。よろしく申し上げます。

○議長（町田 正一君） これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

〔紹介議員（牧永 護君） 降壇〕

---

#### 日程第42. 請願第3号

○議長（町田 正一君） 次に、日程第42、請願第3号唐津・長崎路線レインボー壱岐号の運行再開に関する請願についてを議題とします。

紹介議員の説明を求めます。9番、田原輝男議員。

〔紹介議員（田原 輝男君） 登壇〕

○議員（9番 田原 輝男君） 請願第3号唐津・長崎路線レインボー壱岐号の運行再開に関する請願書、壱岐市議会議長、町田正一様でございます。

請願者は長崎県壱岐市郷ノ浦町有安触345、田中高明様でございます。紹介議員として、田原輝男、中田恭一でございます。

請願の趣旨といたしまして、レインボー壱岐号は平成元年7月、長崎県交通局並びに昭和自動車株式会社が共同運行を開始し、平成18年4月、長崎県交通局撤退後は、昭和自動車株式会社が単独運行をしていましたが、昨今の景気低迷等の影響により、輸送人員が減少し、加えて燃油高騰のため、収支改善を図ることができず、平成24年3月31日をもって路線廃止に至った。

路線廃止までの間、佐賀県から長崎県を結ぶ交通機関として、壱岐市民にとっても欠かすことのできない重要な路線でありました。

特に、大村市にある国立病院機構長崎医療センターへの通院、また、虹の原特別支援学校に入



校している壱岐市出身の生徒及び付添者の往来等、極めて重要な役割を担ってきたことは承知の事実であります。

また、地域活性化のため、交流人口の拡大を図ることを目的に、壱岐市の観光資源を最大限生かした集客誘致活動を行政が中心となって展開している。本路線廃止により観光客が壱岐島へ渡る手段の選択肢が減ったことは、利用者の利便性を欠くマイナス要素でもあります。

よって、壱岐市民及び観光客等の利用者の切なる願いを酌み取り、唐津・長崎路線のレインボー壱岐号の運行を再開されるよう要望する旨の決議をしていただきたい。

請願の内容といたしまして、1、従来どおりの路線による乗り合いバスの運行を再開すること。

2、印通寺港、唐津東港のフェリー離発着便に直結するバスのダイヤであること。

3、往路のみでなく、最低1往復での運行を再開すること。

以上でございます。

○議長（町田 正一君） これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

〔紹介議員（田原 輝男君） 降壇〕

---

#### 日程第43. 陳情第1号～日程第45. 要望第7号

○議長（町田 正一君） 日程第43、陳情第1号手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情から、日程第45、要望第7号「生涯現役社会の実現」に取り組むシルバー人材センターへの支援の要望までの3件を議題とします。

ただいま上程しました陳情第1号手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情から、要望第7号「生涯現役社会の実現」に取り組むシルバー人材センターへの支援の要望までの3件につきましては、お手元に写しを配付いたしておりますので、説明にかえさせていただきます。

---

○議長（町田 正一君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の会議は、9月5日金曜日午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時42分散会

---